

風水害等給付金付火災共済事業規約

風水害等給付金付火災共済事業細則

共済契約の内容は、風水害等給付金付火災共済事業規約および同事業細則によります。なお、共済契約の内容に含まれない「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれにかかる条項は、本規程上（略）としています。

風水害等給付金付火災共済事業規約

目 次

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条	(通 則)	1
第2条	(定 義)	1
第3条	(事 業)	3

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条	(共済期間)	3
第5条	(期間の計算)	3

第2節 共済契約の範囲

第6条	(共済契約者の範囲)	4
第7条	(被共済者の範囲)	4
第8条	(共済の目的 建物)	4
第9条	(共済の目的 家財)	4
第10条	(共済金受取人)	4

第3節 共済契約の締結

第11条	(共済契約内容の提示)	4
第12条	(共済契約の申込み)	5
第13条	(インターネット扱)	5
第14条	(共済契約の申込みの撤回等)	5
第15条	(共済契約の締結の単位)	6
第16条	(共済の目的の範囲)	6
第17条	(共済契約申込みの諾否)	6
第18条	(初回掛金の払込み)	6

第19条	(共済契約の成立および発効日)	6
------	-----------------	---

第4節 共済契約の更新

第20条	(共済契約の更新)	7
------	-----------	---

第5節 共済掛金の払込み

第21条	(共済掛金の払込み)	8
第22条	(共済掛金の払込場所)	8
第23条	(共済掛金の長期一括払扱)	8
第24条	(共済掛金の口座振替扱)	8
第25条	(共済掛金のクレジットカード扱)	8
第26条	(共済掛金の払込猶予期間)	9

第6節 共済金の請求および支払い

第27条	(共済金の請求)	9
第28条	(事故発生の際の義務および義務違反)	9
第29条	(指定代理請求人の代理請求の範囲)	10
第30条	(指定代理請求人の指定または変更)	10
第31条	(指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求)	10
第32条	(共済金等の支払いおよび支払場所)	11
第33条	(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	11
第34条	(質入れをする場合)	11
第35条	(残存物の権利の帰属)	11
第36条	(代位)	12

第7節 共済契約の終了

第37条	(詐欺等による共済契約の取消し)	12
第38条	(共済金の不法取得目的による無効)	12
第39条	(共済契約の無効)	12
第40条	(共済契約の失効)	13
第41条	(共済契約の解約)	13
第42条	(重大事由による共済契約の解除)	13
第43条	(告知義務違反による共済契約の解除)	14
第44条	(通知義務による共済契約の解除)	14
第45条	(共済契約の消滅)	15
第46条	(付帯される自然災害共済契約との関係)	15
第47条	(取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い)	15
第48条	(返戻金の払戻し)	15

第49条	(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)	16
------	--------------------	----

第8節 共済契約の変更

第50条	(共済契約による権利義務の承継)	16
第51条	(氏名または住所の変更)	16
第52条	(通知義務)	16
第53条	(共済契約の中途変更)	17
第54条	(共済掛金の返還または追徴)	17

第3章 基本契約

第1節 基本契約共済金額

第55条	(基本契約共済金額)	17
------	------------	----

第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い

第56条	(基本契約共済金)	18
第57条	(火災等共済金)	18
第58条	(風水害等共済金)	19
第59条	(持ち出し家財共済金)	20
第60条	(臨時費用共済金)	21
第61条	(失火見舞費用共済金)	21
第62条	(水道管凍結修理費用共済金)	21
第63条	(バルコニー等修繕費用共済金)	21
第64条	(漏水見舞費用共済金)	21
第65条	(修理費用共済金)	21
第66条	(住宅災害死亡共済金)	22
第67条	(風呂の空だき見舞金)	22
第68条	(他の契約等がある場合)	22
第69条	(基本契約共済金支払い後の基本契約共済金額)	23
第70条	(基本契約共済金を支払わない場合)	23

第4章 借家人賠償責任特約

第1節 総 則

第71条	(借家人賠償責任特約における定義)	24
------	-------------------	----

第2節 共済契約の範囲

第72条	(被共済者の範囲)	24
第73条	(共済金受取人)	24

第3節 借家人賠償責任特約の締結

第74条	(借家人賠償責任特約締結の要件)	24
------	------------------	----

第4節 借家人賠償責任特約共済金額

第75条	(借家人賠償責任特約共済金額)	24
------	-----------------	----

第5節 借家人賠償責任特約の共済金および共済金の支払い

第76条	(借家人賠償責任特約共済金)	25
第77条	(損害賠償共済金)	25
第78条	(賠償費用共済金)	25
第79条	(他の契約等がある場合)	25
第80条	(借家人賠償責任特約共済金を支払わない場合)	26

第6節 借家人賠償責任特約共済金の請求および支払い

第81条	(借家人賠償責任特約共済金の請求権の発生)	26
第82条	(事故発生の際の義務および義務違反)	27
第83条	(代理請求人による借家人賠償責任特約共済金の代理請求)	27
第84条	(この会による援助)	28

第7節 雑 則

第85条	(準 用)	28
------	-------	----

第5章 類焼損害保障特約

第1節 総 則

第86条	(類焼損害保障特約における定義)	28
------	------------------	----

第2節 共済契約の範囲

第87条	(類焼保障被共済者の範囲)	29
第88条	(類焼保障対象物の範囲)	29
第89条	(共済金受取人)	30

第3節 類焼損害保障特約の締結

第90条	(類焼損害保障特約締結の要件)	30
------	-----------------	----

第4節 類焼損害保障特約共済金額

第91条	(類焼損害保障特約共済金額)	30
------	----------------	----

第5節 類焼損害保障特約の共済金および共済金の支払い

第92条	(類焼損害共済金)	30
第93条	(他の契約等がある場合)	31
第94条	(他契約優先支払規定を有する他の契約等がある場合)	31
第95条	(複数の類焼保障被共済者がある場合の類焼損害共済金の支払額)	31
第96条	(類焼損害共済金を支払わない場合)	32

第6節 類焼損害共済金の請求および支払い

第97条	(類焼損害共済金の請求)	32
第98条	(事故発生の際の義務および義務違反)	33
第99条	(代理請求人による類焼損害共済金の代理請求)	33
第100条	(類焼損害共済金の支払いおよび支払場所)	34
第101条	(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	34
第102条	(残存物の権利の帰属)	35
第103条	(代位)	35
第104条	(代位求償権不行使)	35

第7節 雑 則

第105条	(準 用)	35
-------	-------	----

第6章 盗難保障特約

第1節 総 則

第106条	(盗難保障特約における定義)	35
-------	----------------	----

第2節 盗難保障特約の締結

第107条	(盗難保障特約締結の要件)	35
-------	---------------	----

第3節 盗難保障特約共済金額

第108条	(盗難保障特約共済金額)	36
-------	--------------	----

第4節 盗難保障特約の共済金および共済金の支払い

第109条	(盗難共済金)	36
第110条	(他の契約等がある場合)	37
第111条	(盗難共済金を支払わない場合)	37

第5節 盗難共済金の請求および支払い

第112条	(盗難品の権利の帰属)	38
-------	-------------	----

第6節 雑 則

第113条	(準 用)	38
-------	-------	----

第7章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

第114条	(事業の実施方法)	38
第115条	(共済代理店の設置と権限)	38
第116条	(業務の委託)	39

第2節 事業の休廃止

第117条	(事業の休止または廃止)	39
-------	--------------	----

第3節 再共済の授受

第118条	(再共済)	39
-------	-------	----

第4節 (略)

第119条～第123条 (略)

第5節 特約および特則の種類

第124条	(特約の種類)	39
第125条	(特則の種類)	39
第126条	(団体扱い)	39

第6節 共済契約の種類区分

第127条 (共済契約の種類)	40
-----------------	----

第7節 共済契約上の紛争の処理

第128条 (管轄裁判所)	40
---------------	----

第8節 規約の変更

第129条 (規約の変更)	40
---------------	----

第9節 雑 則

第130条 (時 効)	40
第131条 (細 則)	40
第132条 (定めのない事項の取扱い)	40

第2編 特 則

第1章 風水害等不担保特則

第133条 (風水害等不担保特則の適用)	40
第134条 (風水害等不担保特則の締結)	40
第135条 (風水害等による損害の不担保)	41
第136条 (分割された契約がある場合)	41

第2章 長期一括払特則

第137条 (長期一括払特則の適用)	41
第138条 (長期一括払特則の締結)	41
第139条 (長期一括払特則の共済期間)	41
第140条 (長期一括払特則の共済掛金の払込み)	41
第141条 (長期一括払特則を付帯する共済契約の無効)	41
第142条 (消滅の場合の返戻金の払戻し)	41

第3章 掛金口座振替特則

第143条 (掛金口座振替特則の適用)	41
第144条 (掛金口座振替特則の締結)	41

第145条	(口座振替扱による共済掛金の払込み)	42
第146条	(口座振替不能の場合の扱い)	42
第147条	(指定口座の変更等)	42
第148条	(掛金口座振替特則の消滅)	42
第149条	(振替日の変更)	43

第4章 クレジットカード払特則

第150条	(クレジットカード払特則の適用)	43
第151条	(クレジットカード払特則の締結)	43
第152条	(共済掛金の受領)	43
第153条	(共済掛金の受領ができなかった場合の扱い)	43
第154条	(クレジットカードの変更等)	43
第155条	(クレジットカード払特則の消滅)	44
第156条	(クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法)	44

第5章 インターネット特則

第157条	(インターネット特則の適用)	44
第158条	(インターネット特則の締結)	44
第159条	(電磁的方法による共済契約の申込み)	44
第160条	(電磁的方法による共済契約申込みの諾否)	44
第161条	(電磁的方法による共済契約の更新)	45
第162条	(共済契約の保全)	45
第163条	(電磁的方法)	45
第164条	(重複の回避)	45
第165条	(インターネット特則の消滅)	45

第6章 共済契約証書の不交付の合意に関する特則

第166条	(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の適用)	46
第167条	(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の締結)	46
第168条	(共済契約証書の不交付)	46
第169条	(共済契約証書の記載事項に関する特則)	46
第170条	(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の消滅)	46

第7章 団体扱特則

第171条	(団体扱特則の適用)	46
第172条	(団体扱特則の締結)	46
第173条	(団体扱契約の特例)	46
第174条	(団体扱特則の消滅)	46

付 則	47
別紙第1～別紙第4 (略)	
別表第1「火災等の定義」	48
別表第2「共済の目的の範囲」	49
別表第3「共済契約の種類」	51

風水害等給付金付火災共済事業細則

目 次

第1条 (総 則)	52
第2条 (併用住宅の用途)	52
第3条 (建築中の建物の基準)	52
第4条 (30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)	52
第5条 (共済契約申込み時の提出書類)	52
第6条 (共済契約の更新を適当でないと判断される場合)	52
第7条 (長期契約および短期契約)	52
第8条 (各共済金請求の提出書類)	53
第9条 (内縁関係にある者等の範囲)	54
第10条 (共済契約の解約の手続)	55
第11条 (追加共済掛金の払込みにおけるこの会が指定する期日)	55
第12条 (建物および家財の標準加入額)	55
第13条 (建物構造区分の定義)	55
第14条 (損害の額および損害の程度の認定)	57
第15条 (細則の変更)	57
第16条 (インターネット特則にかかる基準および手続等)	57
第17条 (団体扱特則を適用できる団体)	57
第18条 (団体扱契約において共済掛金の払込猶予期間を延長することができる事由)	57
第19条～第21条 (略)	
第22条 (改 廃)	57
付 則	58
別表第1「都道府県別加入基準表」	59

風水害等給付金付火災共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、この会の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この会の定款第59条（事業の種類）第1項第3号に掲げる事業を実施する。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号の用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この会と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (3) 「指定代理請求人」とは、共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問わないものとする。また、返戻金および共済掛金の返還を含む。以下同じ。）を請求できない特別な事情がある場合に、共済金等の代理請求（第29条（指定代理請求人の代理請求の範囲）に規定する範囲をいう。以下同じ。）を行うことができる者として、あらかじめ指定された者をいう。また、「代理請求人」とは、共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる者をいう。
- (4) 「共済事故」とは、共済金が支払われる事由をいう。
- (5) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日で、第19条（共済契約の成立および発効日）第2項に規定する日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日で、第20条（共済契約の更新）第1項に規定する日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または更新日に対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (6) 「変更承諾日」とは、共済契約者が共済期間の中途において共済契約の変更の申し出をした日の翌日または変更の申し出をした日の翌日以後の共済契約者が指定する任意の日をいう。
- (7) 「火災等」とは、別表第1「火災等の定義」に規定するものをいう。
- (8) 「給排水設備」とは、水道管、排水管、給水タンク、トイレの水洗用設備、浄化槽、スプリンクラー設備・装置等の給水・排水を主要の用途にもつ建物、地面または地中に固定された設備をいう。ただし、洗濯機、浴槽、食洗器等給水・排水の機能はもつもののその装置内に主として水を貯め活用する設備（以下「洗濯機・浴槽等設備」という。）を除く。
- (9) 「風水害等」とは、暴風雨、旋風、竜巻、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいう。
- (10) 「雨水等」とは、雨、雪、ひょう、風、砂塵その他これらに類するものをいう。
- (11) 「損壊」とは、壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいう。
- (12) 「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。）をこえる浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう。）から45cmをこえる浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。
- (13) 「地震等」とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいう。

- (14)「建物」とは、土地に定着して建設され、壁、床および屋根を有するものをいう。
- (15)「住宅」とは、日常の生活を営む住居として使用するための建物をいい、「併用住宅」とは住宅と事務所・店舗・工場・作業場その他これらに類するもの（以下「事務所・店舗等部分」という。）を兼ねる建物をいう。
- (16)「区分所有建物」とは、分譲マンションなど1棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して住居等の用に供され、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）にもとづき、各部分が所有されているものをいう。
- (17)「専有部分」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第2条第3項に定めるものをいい、「共用部分」とは同法同条第4項に定めるものをいう。また、「専用使用権付共用部分」とは、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分をいう。
- (18)「共同住宅」とは、1棟の建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいう。
- (19)「従物」とは、建物と機能的に一体となった畳、建具その他これらに類するものをいう。
- (20)「付属設備」とは、建物と接続し、または機能的に一体となった電気設備、ガス設備、冷暖房設備、厨房設備、給排水設備、浴槽設備その他これらに類するものをいう。
- (21)「付属工作物」とは、建物敷地内の門、塀・垣（生垣および擁壁の類を除く。）、カーポートその他これらに類する工作物をいう。
- (22)「付属建物」とは、建物敷地内の物置、納屋、車庫およびこれらに類するもので、建物に接しないもの、または建物に接し、かつ、建物とは独立した構造を有するものをいう。
- (23)「家財」とは、日常の生活に使用する家具、衣類、その他の日常生活を営んでいくために必要なものをいう。
- (24)「預貯金証書」とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含む。
- (25)「持ち出し家財」とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する建物から一時的に持ち出された家財をいう。ただし、運輸・運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間はこれに該当しない。
- (26)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (27)「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。
- (28)「他の契約等」とは、この共済契約の全部または一部と支払責任を同じくする他の共済契約または保険契約をいう。
- (29)「再取得価額」とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得、または共済の目的を修復するために要する額をいう。
- (30)「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (31)「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。
- (32)「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。
- (33)「基本契約」とは、共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分のことをいい、次条第1項に規定する事業にかかる契約をいう。
- (34)「特約」とは、基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいい、次条第2項に規定する事業にかかる契約の部分をいう。また、「特則」とは、この規約の本則に規定されている内

容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいう。

(35)「返戻金」とは、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいう。

(36) (略)

(37)「細則」とは、第131条(細則)に規定するものをいい、この会の理事会の議決による。

(38)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項(以下「重要事項」という。)のうち共済契約の申込みをしようとする者(以下「共済契約申込者」という。)が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。

(39)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。

(事業)

第3条 この会は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、共済期間中に生じたつぎの各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。

(1) 火災等による損害

(2) 風水害等による損害

(3) 第1号または第2号の損害により生じた見舞金等の費用支出

(4) 第1号または第2号の損害により生じた共済契約関係者の死亡

2 この会は、前項に付帯する事業として、つぎの事業を行う。

(1) 共済期間中に被共済者が借戸室についてその貸主に対して損害賠償責任を負担することによりこうむる損害を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業(この事業にかかる特約を以下「借家人賠償責任特約」という。)

(2) 共済期間中に生じた火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業(この事業にかかる特約を以下「類焼損害保障特約」という。)

(3) 共済期間中に生じた盗難により家財に生じた損害を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業(この事業にかかる特約を以下「盗難保障特約」という。)

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

(共済期間)

第4条 共済契約の共済期間は、共済契約の発効日または更新日から1年とする。ただし、この会が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年をこえ15か月未満または3か月以上1年未満とすることができる。

2 前項ただし書にいう「1年をこえ15か月未満または3か月以上1年未満」の共済契約については、つぎのように規定する。

(1) 3か月以上1年未満の共済契約を「短期契約」という。

(2) 1年をこえ15か月未満の共済契約を「長期契約」という。

3 第1項の規定において、共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を共済契約の満了する日の属する月の末日まで延長する。

(期間の計算)

第5条 この規約において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入する。

2 この規約において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この規約において規定のあるときを除き、その起算の日の当該当日の前日とする。

3 応当日において、該当する月に該当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなす。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第6条 共済契約者は、この会の会員である組合の組合員とする。

(被共済者の範囲)

第7条 被共済者は、共済契約者とする。

(共済の目的 建物)

第8条 共済の目的とすることのできる建物は、つぎの各号のすべてをみたす建物とする。この場合の建物とは、その建物が区分所有建物の場合には、専有部分とし、共用部分（共済契約関係者がもっぱら使用または管理する専用使用権付共用部分を除く。）は含まない。

(1) 日本国内の建物

(2) 共済契約関係者が所有する建物

(3) 住宅または併用住宅。ただし、併用住宅でつぎのいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限る。

ア 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積をこえる場合

イ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合

ウ 事務所・店舗等部分が、この会が細則で定める用途として使用されている場合

(4) 人が居住している建物

2 前項第4号の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、つぎの各号のいずれかに該当する建物は、あらかじめその旨をこの会に申し込み、この会が承諾した場合には、共済の目的とすることができる。

(1) この会が細則で定める基準による建築中の建物であって、申込みの日において、建物完成後30日（ただし、この会が細則で定めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

(2) 申込みの日において、共済契約の発効日または変更承諾日から起算して30日（ただし、この会が細則で定めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

(共済の目的 家財)

第9条 共済の目的とすることのできる家財は、つぎの各号のすべてをみたす家財とする。

(1) 共済契約関係者が居住する日本国内の建物（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室をいう。）内に収容されている家財。ただし、その建物が併用住宅の場合、または、その建物に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容されている家財に限る。

(2) 共済契約関係者が所有する家財

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第2項に規定する建物内に収容されている家財は、あらかじめその旨をこの会に申し込み、この会が承諾した場合には、共済の目的とすることができる。

(共済金受取人)

第10条 共済金受取人は、共済契約者とする。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の相続人とする。

3 前項の場合において、共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表する。

第3節 共済契約の締結

(共済契約内容の提示)

第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）により契約する。

2 この会は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

（共済契約の申込み）

第12条 共済契約申込者は、共済契約申込書につき各号の事項を記載し、署名または記名押印のうえこの会に提出しなければならない。

(1) 共済契約の種類（第127条（共済契約の種類）に規定する共済契約の種類とする。以下同じ。）

(2) 基本契約共済金額または口数

(3) 特約付帯の有無または特約共済金額もしくは特約口数

(4) 共済掛金額

(5) 共済契約者の氏名、生年月日および住所

(6) 共済の目的の所在地

(7) 共済掛金の払込方法および払込場所

(8) 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物形態、建物構造区分、共済目的区分、耐火基準、建物用途、所有および占有等

(9) 同居する共済契約関係者の人数（以下「同居家族数」という。）

(10) 世帯主の氏名および生年月日

(11) 他の契約等の有無

(12) その他この会が必要と認めた事項

2 前項の場合にあつては、共済契約申込者は、共済事故の発生の可能性（以下「危険」という。）に関係のある重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによってこの会が告知を求めた事項（以下「質問事項」という。）について、事実を正確に告げなければならない。

3 共済契約申込者は、第1項に規定するもののほか細則で定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければならない。

（インターネット扱）

第13条 共済契約者等は、第2編第5章のインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全（第162条（共済契約の保全）に規定する事項をいう。以下同じ。）の手續をすることができる（以下「インターネット扱」という。）。

（共済契約の申込みの撤回等）

第14条 共済契約者等は、前条の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につき各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この会に提出しなければならない。

(1) 共済契約の種類

(2) 申込日

(3) 共済契約者等の氏名および住所

(4) 共済の目的の所在地

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

(共済契約の締結の単位)

第15条 共済契約は、第8条(共済の目的 建物)の規定により「共済の目的とすることのできる建物1棟」(その建物が区分所有建物である場合には、専有部分とする。以下同じ。)、または、第9条(共済の目的 家財)の規定により「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」(その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室とする。以下同じ。)ごとに締結する。

2 前項の「共済の目的とすることのできる建物1棟」が第8条(共済の目的 建物)第1項第3号ただし書に規定する併用住宅に該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。また、前項の「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」が併用住宅に該当する場合、または、その建物1棟に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。

(共済の目的の範囲)

第16条 共済の目的の範囲は、別表第2「共済の目的の範囲」に規定し、共済金の種類ごとに、共済の目的である建物および共済の目的である家財の範囲を記載するものとする。

(共済契約申込みの諾否)

第17条 この会は、第12条(共済契約の申込み)の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この会は、前項の申込みの諾否を決定するにあたり必要と認められた場合には、共済の目的となるべき物についてその構造、用途および周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができる。

3 この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付をもって行う。

4 前項に規定する共済契約証書には、つぎの各号の事項を記載するものとする。

(1) 共済契約の種類

(2) 共済契約者・被共済者の氏名および生年月日

(3) 保障内容および共済金額

(4) 発効日

(5) 満期日

(6) 共済掛金額および共済掛金の払込方法

(7) 共済契約番号

(8) 共済契約証書作成年月日

(9) 指定代理請求人が指定された場合は、その者の氏名および共済契約者との続柄

(10) 質権設定の有無

(11) 共済の目的の所在地

(12) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の延面積、建物形態、建物構造区分、共済目的の区分、耐火基準、建物用途、所有および占有等

(13) 同居家族数

(14) 世帯主年齢

(15) 通知義務内容

(初回掛金の払込み)

第18条 共済契約者等は、初回掛金を共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければならない。

(共済契約の成立および発効日)

第19条 この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この会は、つぎの各号のいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

(1) この会が初回掛金を受け取った日の翌日

(2) 前号の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受

け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日

- (3) この会が特に認める場合であって、かつ、第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- 2 前項各号に規定する日を共済契約の発効日とする。
- 3 前条の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により共済契約の発効日を指定された共済契約については、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までにこの会に払い込まなければならない。
- 4 この会は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。
- 5 この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第20条 この会は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（この日を「更新日」とする。）に更新する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には共済契約の更新はできず、第2号に該当する場合には、この会は、共済契約の更新を拒むことができる。

(1) 共済契約の更新日において、共済の目的である建物が、第8条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第9条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

(2) 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約関係者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断される細則に定める事由があるとき。

- 3 第1項の規定にかかわらず、この会は、規約または細則の改正があったときは、共済契約の更新日における改正後の規約または細則による内容への変更を行い、共済契約を更新する。

- 4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この会所定の書類につきの事項を記載し、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければならない。

(1) 共済契約の種類

(2) 基本契約共済金額または口数

(3) 特約付帯の有無または特約共済金額もしくは特約口数

(4) 共済掛金額

(5) 共済契約者の氏名、生年月日および住所

(6) 共済の目的の所在地

(7) 共済掛金の払込方法および払込場所

(8) 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物形態、建物構造区分、共済目的区分、耐火基準、建物用途、所有および占有等

(9) 同居家族数

(10) 世帯主の氏名および生年月日

(11) 他の契約等の有無

(12) その他この会が必要と認めた事項

- 5 前項の場合にあっては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければならない。

- 6 共済契約者は、第4項に規定するもののほか細則で定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければならない。
- 7 この会は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
- 8 第1項から第7項までの規定にもとづきこの会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。
- 9 更新契約の初回掛金は、共済契約の更新日の前日までに払い込まなければならない。ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。
- 10 前項の規定にかかわらず、第24条（共済掛金の口座振替扱）に規定する掛金口座振替特則および第25条（共済掛金のクレジットカード扱）に規定するクレジットカード払特則を付帯した場合には、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の満了日の翌日から3か月間とすることができる。
- 11 第9項および第10項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 12 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとする。
 - (1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - (2) 第9項から第11項までに規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったとき。
- 13 この会は、第1項から第11項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第2項にもとづき更新ができない場合および第7項にもとづきこの会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

（共済掛金の払込み）

第21条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一括払とする。

- 2 長期契約または短期契約の共済掛金の払込方法および払い込むべき共済掛金の額については、細則で定めるところによる。
- 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければならない。
- 4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。
- 5 この会は、第3項の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」という。）までとすることができる。

（共済掛金の払込場所）

第22条 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まなければならない。

（共済掛金の長期一括払扱）

第23条 共済契約者等は、第2編第2章の長期一括払特則を付帯することにより、当該共済契約の基本契約の共済期間を2年以上10年以内とし、共済掛金を一括払により払い込むこと（以下「長期一括払扱」という。）ができる。

（共済掛金の口座振替扱）

第24条 共済契約者等は、第2編第3章の掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。

（共済掛金のクレジットカード扱）

第25条 共済契約者等は、第2編第4章のクレジットカード払特則を付帯し、かつ、この会が当該共済契約の共済掛金に

かかる債権を、指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」という。）に譲渡することを承諾することにより、当該カード会社の発行するクレジットカード（以下「クレジットカード」という。）により、当該共済契約の共済掛金を払い込むこと（以下「クレジットカード扱」という。）ができる。

（共済掛金の払込猶予期間）

第26条 この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月の払込猶予期間を設ける。

2 前項の規定にかかわらず、第24条（共済掛金の口座振替扱）に規定する掛金口座振替特則および前条に規定するクレジットカード扱特則を付帯した場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間とすることができる。

3 第1項および第2項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第6節 共済金の請求および支払い

（共済金の請求）

第27条 この会に対する共済金の請求権は、共済事故が生じたときから発生し、これを行行使することができるものとする。

2 共済金受取人は、細則で定める書類を提出することによりこの会に共済金を請求するものとする。

3 この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済金受取人に対して、前項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、またはこの会が行う調査への協力を求めることができる。この場合において、共済金受取人は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

4 共済金受取人が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、または第2項もしくは第3項の書類に事実でないこともしくは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この会は、それによってこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

（事故発生の際の義務および義務違反）

第28条 共済契約関係者は、事故が発生したことを知ったときは、つぎの各号の事項を履行しなければならない。

(1) 損害の発生およびその拡大の防止につとめること。

(2) つぎの事項を遅滞なく、この会に通知すること。

ア 事故発生の状況

イ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。）

(3) 第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

(4) 第1号から第3号までのほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。

(5) 共済の目的について損害が生じたことを知った場合には、この会が行うつぎの事項に協力すること。

ア 損害が生じた共済の目的またはその敷地内を調査すること。

イ 共済契約関係者の所有物の全部もしくは一部を調査することまたはそれらを移転すること。

2 共済契約関係者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合には、この会は、つぎの各号の金額を差し引いて共済金を支払う。

(1) 前項第1号に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額

(2) 前項第2号、第4号および第5号に違反したときは、そのことによりこの会がこうむった損害の額

(3) 前項第3号に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額

3 共済契約関係者が、第1項第4号の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその

書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(指定代理請求人の代理請求の範囲)

第29条 指定代理請求人が請求できる範囲は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等とする。

(指定代理請求人の指定または変更)

第30条 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を1人に限り、つぎの各号の範囲内から指定または変更することができる。

(1) 共済契約者の配偶者（内縁関係にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者（以下「内縁関係にある者等」という。）を含む。ただし、共済契約者または内縁関係にある者等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同じ。）

(2) 共済契約者の直系血族

(3) 共済契約者の兄弟姉妹

(4) 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

2 この会は、前項の規定により指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなす。

(指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求)

第31条 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情がある場合には、指定代理請求人が細則で定める書類を提出して、共済金等を請求することができる。

(1) 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたとき。

(2) その他前号に準じる状態（共済契約者が死亡した場合を除く。）であるときこの会が認めたとき。

2 前項の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において前条第1項に定める範囲内のいずれかの者であることを要する。

3 共済契約者に共済金等を請求できない第1項各号に定める特別な事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかをみたくす場合には、代理請求人が細則で定める書類を提出し、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができる。

(1) 指定代理請求人が共済金等請求時に前条第1項に定める範囲外であるとき。

(2) 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含む。）。

(3) 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたときをいう。以下、次項において同じ。）。

4 前項の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの各号に定めるいずれかの者であることを要する。

(1) 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者

(2) 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

5 第1項から第4項までの規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができない。

(1) 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。

(2) 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。

(3) 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を第1項第1号または第2号の状態に該当させたとき。

6 この会は、第1項から第5項までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、これを支払わない。

7 第27条（共済金の請求）、第28条（事故発生の際の義務および義務違反）、次条、第36条（代位）第3項、第42条（重大事由による共済契約の解除）第4項および第5項、第43条（告知義務違反による共済契約の解除）第4項、第6項および第7項、第44条（通知義務による共済契約の解除）第3項、第6項および第7項、第48条（返戻金の払戻し）、第49条（消滅の場合の未払込共済掛金の精算）、第128条（管轄裁判所）ならびに第130条（時効）の規定は、指定代理請求人または代理請求人が共済金等を請求する場合について準用する。

（共済金等の支払いおよび支払場所）

第32条 この会は、第27条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この会の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

(1) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき

180日

(2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき

180日

(3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき

90日

(4) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき

60日

(5) 第1号から第4号までに掲げる場合のほか、この会ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき

90日

2 この会が必要な調査を行うにあたり、共済契約関係者が正当な理由がないのに当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより当該調査が遅延した期間について、前項に規定する期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。

3 この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第33条 この会は、第26条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下「共済金の差額支払い」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがなされない場合は、この会は、共済金を支払わない。

（質入れをする場合）

第34条 共済金を請求する権利を質入れする場合には、この会の承諾を受けるものとする。

（残存物の権利の帰属）

第35条 この会が共済金を支払った場合でも、共済の目的の残存物について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権は、この会がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、この会に移転しない。

(代 位)

第36条 損害が生じたことにより共済金受取人が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含む。）を取得した場合において、この会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権はこの会に移転する。ただし、移転するのはつぎの各号のいずれかの額を限度とする。

(1) この会が損害の額の全額を共済金として支払った場合

共済金受取人が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合

共済金受取人が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、この会に移転せずに共済金受取人が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。

3 共済金受取人は、この会が取得する第1項の債権または第2項の債権の保全および行使ならびにそのためにこの会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければならない。この場合において、この会に協力するために必要な費用は、この会の負担とする。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第37条 この会は、共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。

3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この会が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(共済金の不法取得目的による無効)

第38条 この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(共済契約の無効)

第39条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の全部または一部を無効とする。

(1) 共済契約の発効日または更新日において、共済の目的である建物が、第8条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外であるとき、または共済の目的である家財が、第9条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外であるときは、その範囲外となる部分に対応する共済契約

(2) 共済契約の発効日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失もしくは流失または床上浸水による70パーセント以上の損害が発生していたとき。

(3) 共済契約の発効日、更新日または変更承諾日において、第74条（借家人賠償責任特約締結の要件）に規定する要件をみたしていないときは、対応する借家人賠償責任特約

(4) 基本契約の共済金額が、第55条（基本契約共済金額）第2項および第3項に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約

(5) 借家人賠償責任特約の共済金額が、第75条（借家人賠償責任特約共済金額）第2項に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する借家人賠償責任特約

(6) 第15条（共済契約の締結の単位）に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたときは、重複して締結する類焼損害保障特約

(7) 同一の共済契約者により同一の共済の目的である家財に複数の盗難保障特約が付帯されていたときは、重複して締結する盗難保障特約

(8) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき。

2 この会は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。

3 この会は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求することができる。

（共済契約の失効）

第40条 第26条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、つぎの各号のときに効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知する。

(1) 共済契約の発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込期日の翌日の午前零時

(2) 共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、払込期日の属する月の発効応当日の午前零時

（共済契約の解約）

第41条 共済契約者は、細則で定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。ただし、共済金請求権のうえに質権が設定されている場合において、この解約権は、質権者の同意を得た後でなければ行使できない。

2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載する。

3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じる。

（重大事由による共済契約の解除）

第42条 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約（共済契約者でない共済契約関係者または共済契約者でない共済金受取人が第3号のみに該当した場合はその者にかかる部分に限る。以下、この条ならびに第48条（返戻金の払戻し）において同じ。）を将来に向かって解除することができる。

(1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

(2) 共済契約関係者が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(3) 共済契約関係者または共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。

ア 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 第1号から第3号までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約関係者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この会は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

3 前項の規定にかかわらず、共済契約関係者または共済金受取人が第1項第3号のいずれかに該当することにより、

第1項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、つぎの各号の共済金については適用しない。

(1) 第1項第3号のいずれにも該当しない共済金受取人に支払われるべき共済金

(2) 第1項第3号のいずれかに該当する共済金受取人に生じた共済事故にかかる第77条（損害賠償共済金）の共済金

4 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

5 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この会が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

（告知義務違反による共済契約の解除）

第43条 共済契約者が、共済契約締結または第20条（共済契約の更新）第4項から第7項までの規定による更新もしくは第53条（共済契約の中途変更）第1項から第4項までの規定による変更の当時（以下、この条において「共済契約締結時」という。）、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げた場合には、この会は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができない。

(1) 共済契約締結時において、この会が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき。

(2) この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者（この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、共済契約者が事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、共済契約者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき。

3 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者が第1項の事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この会は、解除の原因となった事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。

5 第1項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

(1) この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

(2) 共済契約締結時から5年経過したとき。

6 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この会が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

（通知義務による共済契約の解除）

第44条 第52条（通知義務）第1項各号（第1号、第5号、第8号および第9号を除く）の事実の発生により危険増加（質問事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金はその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態にあることをいう。）が生じた場合において、共済契約者が故意または重大な過失により同項の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときは、この会は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

(1) この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

(2) 危険増加が生じたときから5年を経過したとき。

3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、

この会は、危険増加が生じた時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかったことを証明した場合は除く。

- 4 第1項の規定にかかわらず、第52条（通知義務）第1項各号（第1号、第5号、第8号および第9号を除く）の事実の発生により危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲をこえることとなったときは、この会は共済契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。
- 5 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故による損害発生ののちにされたときであっても、この会は、危険増加が生じた時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
- 6 第1項および第4項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。
- 7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この会が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

（共済契約の消滅）

第45条 共済の目的につき、つぎの各号のいずれかの事実が発生した場合において、当該事実の発生したときに共済契約は消滅する。

- (1) 滅失
 - (2) 解体
 - (3) 共済契約関係者以外の者への譲渡（法令にもとづく収用または買収による所有権の移転を含む。）。ただし、親族または共済契約の発効日もしくは更新日において共済契約関係者であった者への譲渡につき、第50条（共済契約による権利義務の承継）第1項および第2項の規定にもとづき、この会が共済契約による権利義務の承継を認めた場合を除く。
- 2 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失もしくは流失または床上浸水による70パーセント以上の損害が発生した場合において、当該事実の発生したときに共済契約は消滅する。

（付帯される自然災害共済契約との関係）

第46条 共済契約に自然災害共済契約が付帯されている場合において、共済契約が共済期間の中途において終了したときまたは共済期間の満了により終了したときは、付帯される自然災害共済契約も同時に終了するものとする。

（取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い）

第47条 この会は、第37条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還せず、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

（返戻金の払戻し）

第48条 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1か月にみえない端数日を切り捨てる。以下、この条において同じ。）に対する返戻金を共済契約者に払い戻す。

- (1) 第41条（共済契約の解約）、第42条（重大事由による共済契約の解除）、第43条（告知義務違反による共済契約の解除）、第44条（通知義務による共済契約の解除）、第45条（共済契約の消滅）第1項第2号、第3号の規定により、共済契約が解約され、解除され、または消滅したとき。
 - (2) 第45条（共済契約の消滅）第1項第1号または第2項の規定により消滅し、かつ、第57条（火災等共済金）または第58条（風水害等共済金）の共済金が支払われないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第57条（火災等共済金）または第58条（風水害等共済金）の共済金が支払われたときには、この会は、当該共済契約の未経過共済期間に対する返戻金を共済契約者に

払い戻さない。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第49条 第45条（共済契約の消滅）第1項第1号または第2項の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第26条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その金額を共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第50条 共済契約者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができる。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において共済の目的との関係がつぎの各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 共済の目的の所有者

(2) 前号の者と生計を一にする親族

2 共済契約者が第52条（通知義務）第1項第5号の規定にもとづき共済の目的の譲渡につきこの会に通知する場合において、その共済の目的の譲渡が親族または共済契約の発効日もしくは更新日において共済契約関係者であった者への譲渡であるときは、共済契約者は、前項の規定にもとづき、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継させることができる。

3 共済契約者が死亡した場合には、相続人がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

4 第1項および第3項の規定により共済契約者になる者は、この会の会員である組合の組合員とならなければならない。

(氏名または住所の変更)

第51条 共済契約者は、つぎの各号について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知しなければならない。

(1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示

(2) 共済の目的の所在地の住居表示

(3) 第30条（指定代理請求人の指定または変更）第1項に規定する指定代理請求人の氏名

(通知義務)

第52条 共済契約者は、つぎの各号のいずれかの事由が発生した場合には、遅滞なく、この会の定める書式によりその旨をこの会に通知しなければならない。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではない。

(1) 他の契約等を締結すること。

(2) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の用途もしくは構造を変更し、または当該建物を改築し、もしくは増築すること。

(3) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物を、継続して30日以上空家または無人とすること。ただし、第8条（共済の目的 建物）第2項各号の規定により1年以内に人が入居することを条件として、この会が共済の目的として承諾した建物にあっては、1年をこえて空家または無人とすること。

(4) 共済の目的を移転または変更すること。

(5) 共済の目的である建物につき、滅失し、解体し、もしくは共済契約関係者以外の者に譲渡すること、または共済の目的である家財を収容する建物につき、滅失し、もしくは解体すること。

(6) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき当該共済契約が対象とする共済事故以外による損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合は除く。

(7) 第2号から第6号までの事由以外で、共済の目的である建物が、第8条（共済の目的 建物）の規定により共済

の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第9条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

(8) 共済の目的である家財を収容する建物に居住する同居家族数が増減となること。

(9) 借家人賠償責任特約を付帯する共済契約にあっては、第74条（借家人賠償責任特約締結の要件）に規定する要件をみたさなくなること。

2 共済契約者は、この会が前項の事由の発生に関する事実の確認のために行う共済の目的の検査を正当な理由がないのに拒み、または妨げてはならない。

（共済契約の中途変更）

第53条 共済契約者は、共済期間の中途において第51条（氏名または住所の変更）および前条に規定する内容以外の証書記載の内容の変更の申し出をする場合には、この会の定める書式により必要となる事項を記載し、署名押印のうえこの会に提出しなければならない。

2 前項の場合にあっては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければならない。

3 共済契約者は、第1項に規定するもののほか細則で定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければならない。

4 この会は、第1項の申し出の内容を審査し、その申し出を承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約者に通知する。この場合において、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。

5 第1項の申し出をこの会が承諾した場合には、変更承諾日から変更の効力を生じるものとする。

（共済掛金の返還または追徴）

第54条 共済期間の中途において、第52条（通知義務）または前条にもとづいて共済契約を変更し、共済掛金の額が増減となるときには、この会は、未経過期間に対する変更前の共済契約にもとづく共済掛金の額と変更後の共済契約にもとづく共済掛金の額との差を計算し、その額を返還し、または追徴する。

2 前項に規定する未経過期間は、第52条（通知義務）にもとづく通知の日の翌日または前条にもとづく変更承諾日からその直後の払込方法別応当日の前日までの期間とする。ただし、1か月にみえない端数日を切り捨てる。

3 第1項の規定にもとづき、この会が、追徴となる共済掛金（以下、この条において「追加共済掛金」という。）を請求した場合において、共済契約者は、細則で定める基準によりこの会が指定する期日までに追加共済掛金を払い込まなければならない。

4 この会は、前項のこの会が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

5 第2項に規定する未経過期間に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、第3項のこの会が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがされないときは、共済契約の変更がされなかったものとして、変更前の共済契約にもとづく共済金を支払う。

6 この会の規定する共済掛金の額が、共済期間の途中で改正された場合であっても、この会は、当該共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返還または追徴を行わない。

第3章 基本契約

第1節 基本契約共済金額

（基本契約共済金額）

第55条 基本契約1口についての共済金額は、10万円とする。

2 共済の目的ごとの基本契約共済金額の最高限度は、それぞれつぎの各号の金額とする。

(1) 共済の目的が建物のとき

4,000万円

(2) 共済の目的が家財のとき

2,000万円

- 3 共済契約者は、前項の最高限度を上限として、この会が細則で定める建物の標準的な加入額および家財の標準的な加入額（以下「標準加入額」という。）の範囲内で、基本契約共済金額を設定できる。ただし、共済契約者等から共済金額設定の根拠の提示があり、この会がこれを認めた場合には、前項の最高限度を上限として、標準加入額をこえて基本契約共済金額を設定することができる。
- 4 同一の共済の目的につき、基本契約を分割して締結する場合には、分割されたすべての基本契約の基本契約共済金額の合計額が、第2項および第3項に規定する額をこえない範囲で基本契約共済金額を設定することができる。

第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い

(基本契約共済金)

第56条 基本契約によりこの会が支払う損害共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 火災等共済金
 - (2) 風水害等共済金
 - (3) 持ち出し家財共済金
- 2 基本契約によりこの会が支払う費用共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。ただし、第4号から第6号までの費用共済金は、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が細則で定めるマンション構造の建物の場合に限り支払う。
- (1) 臨時費用共済金
 - (2) 失火見舞費用共済金
 - (3) 水道管凍結修理費用共済金
 - (4) バルコニー等修繕費用共済金
 - (5) 漏水見舞費用共済金
 - (6) 修理費用共済金
- 3 基本契約によりこの会が支払う特別共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。
- (1) 住宅災害死亡共済金
 - (2) 風呂の空だき見舞金
- 4 同一の共済の目的につき、分割された基本契約がある場合には、分割されたすべての基本契約の基本契約共済金額を合算し、共済の目的である建物または共済の目的である家財ごとに契約されたものとして第1項から第3項までの共済金を算出する。
- 5 第2項および第3項に規定する費用共済金および特別共済金は、第1項に規定する損害共済金と合計して、その合計額が基本契約共済金額をこえる場合でも支払う。

(火災等共済金)

- 第57条 この会は、基本契約において、共済の目的につき、共済期間中に発生した火災等により損害（消防または避難に必要な処置を含む。以下同じ。）が生じた場合には、火災等共済金を支払う。
- 2 前項の規定により支払う火災等共済金の額は、基本契約共済金額を限度として、共済の目的につき、火災等により生じた損害の額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。
- 3 第1項の場合において、共済の目的である建物について、70パーセント以上の損壊または焼失（以下「全焼」という。）となるときは、第2項の規定にかかわらず建物の基本契約共済金額を支払う。

- 4 前項の規定により建物の基本契約共済金額を支払う場合、または共済の目的である家財を収容する建物が全焼となる場合において、共済の目的である家財が細則で定める基準により全焼に相当すると認められるときは、第2項の規定にかかわらず家財の基本契約共済金額を支払う。
- 5 付属工作物および付属建物の損害につき、支払う火災等共済金の額は、建物の基本契約共済金額に応じて、つぎの各号のいずれかの額を限度とする。

建物の基本契約共済金額	限度額
(1) 建物の基本契約共済金額が4,000万円未満で、かつ、建物の標準加入額未満の場合	建物の基本契約共済金額の10%
(2) 建物の基本契約共済金額が4,000万円、または建物の標準加入額以上の場合	建物の標準加入額の10%

- 6 第1項から第3項までおよび第5項の規定により支払う建物の火災等共済金の額は、1回の共済事故につき、建物の基本契約共済金額を限度とする。
- 7 第1項、第2項および第4項の規定により支払う家財の火災等共済金の額は、1回の共済事故につき、家財の基本契約共済金額を限度とする。
- 8 第3項に規定する共済の目的である建物または第4項に規定する共済の目的である家財を収容する建物が全焼となる場合の損壊または焼失の率の算出は、第16条（共済の目的の範囲）の規定にかかわらず、建物および従物により行う。
- 9 第2項の損害の額および前項の損壊または焼失の率の算出は、細則で定める基準により行う。

（風水害等共済金）

第58条 この会は、基本契約において、共済の目的である建物、共済の目的である家財を収容する建物または共済の目的である家財につき、共済期間中に風水害等により損害が生じた場合には、風水害等共済金を支払う。ただし、浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による建物内部または家財の損害については、つぎの各号のいずれかによるものに限る。

- (1) 建物の外側の部分（建物の外壁、屋根、開口部等をいう）の損壊を伴うもの
- (2) 給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの

- 2 前項の規定により支払う風水害等共済金の額は、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、つぎの各号に規定する額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに各号に規定する額を限度とする。

損害の程度	風水害等共済金の額		支払限度額
(1) 建物の70%以上を損壊もしくは流失した場合、または床上浸水により70%以上の損害が生じた場合	基本契約共済金額×30%		共済の目的である建物および家財の合計で300万円
(2) 建物の20%以上70%未満を損壊した場合、または床上浸水により20%以上70%未満の損害が生じた場合	基本契約共済金額×15%		共済の目的である建物および家財の合計で150万円
(3) 建物の20%未満を損壊した場合、または床上浸水により20%未満の損害が生じた場合	(共済の目的である建物)	共済の目的である建物の損害の額×30%	つぎのいずれか小さい額 ア 建物の基本契約共済金額×6% イ 40万円
	(共済の目的である家財)	共済の目的である家財の損害の額×30%	つぎのいずれか小さい額 ア 家財の基本契約共済金額×6% イ 20万円

- 3 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。
- 4 第2項の損壊、流失または床上浸水による損害の率の算出は、第16条（共済の目的の範囲）の規定にかかわらず、建物および従物により行う。
- 5 第2項第1号または第2号により算出した風水害等共済金は、共済の目的ごとに、基本契約共済金額の割合により支払うものとする。
- 6 共済の目的である建物のうち付属工作物および付属建物の損害については、共済の目的である建物の基本契約共済金額の10パーセントに相当する額を、第2項第3号の損害の額への算入の限度とする。
- 7 第2項の損害の程度および損害の額の認定は、細則で定める基準により行う。
- 8 異なる複数の風水害等により、共済の目的である建物、共済の目的である家財を収容する建物または共済の目的である家財に損害があった場合において、複数の風水害等の間に修復が行われなかったときの損害の額の認定は、各風水害等による損害の額を合わせたものにより行う。
- 9 前項の場合において、これらの複数の風水害等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払う。

（持ち出し家財共済金）

第59条 この会は、基本契約において、持ち出し家財につき、日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く。）内において共済期間中に発生した火災等により損害が生じた場合には、持ち出し家財共済金を支払う。

- 2 前項の規定により支払う持ち出し家財共済金の額は、持ち出し家財に、火災等により生じた損害の額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに100万円または家財の基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額を限度とする。
- 3 前項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行う。

(臨時費用共済金)

第60条 この会は、基本契約において、第56条（基本契約共済金）第1項第1号または第2号の損害共済金が支払われる場合には、臨時費用共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う臨時費用共済金の額は、火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15パーセントに相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに200万円を限度とする。

(失火見舞費用共済金)

第61条 この会は、基本契約において、共済期間中に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物から発生した火災、破裂および爆発により第三者（共済契約関係者以外の者をいう。以下、この条において同じ）の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、失火見舞費用共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う失火見舞費用共済金の額は、第三者1人（2人以上の第三者が同居の親族の關係に該当する場合には、それらの世帯主を第三者1人とする。）あたり40万円を限度として、共済契約関係者が現実に自己の費用で第三者に支払った額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに100万円または基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額を限度とする。

(水道管凍結修理費用共済金)

第62条 この会は、基本契約において、共済の目的である専用水道管または水管もしくはこれらに類するものに、共済期間中に発生した凍結により損壊（パッキングのみに生じた損壊を除く。）が生じ、かつ、その損壊についての修理費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、水道管凍結修理費用共済金を支払う。ただし、水道管凍結修理費用共済金を支払うのは、建物の基本契約共済金額が200万円以上である場合に限る。

2 前項の規定により支払う水道管凍結修理費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で修理を行った額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに10万円を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項の損壊に起因して第57条（火災等共済金）に規定する火災等共済金が支払われる場合には、水道管凍結修理費用共済金を支払わない。

(バルコニー等修繕費用共済金)

第63条 この会は、基本契約において、共済の目的である建物のうち専用使用権付共用部分に、共済期間中に発生した火災等により損害が生じ、かつ、その損害につき共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約にもとづく修繕費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、バルコニー等修繕費用共済金を支払う。ただし、バルコニー等修繕費用共済金を支払うのは、共済契約関係者に修繕の義務が生じた場合に限る。

2 前項の規定により支払うバルコニー等修繕費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに30万円または建物の基本契約共済金額のうちいずれか小さい額を限度とする。

(漏水見舞費用共済金)

第64条 この会は、基本契約において、共済期間中に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物から発生した事故（火災、破裂および爆発を除く。）により第三者（共済契約関係者以外の者をいう。以下、この条において同じ）の所有物に水ぬれ損害が生じ、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、漏水見舞費用共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う漏水見舞費用共済金の額は、第三者1人（2人以上の第三者が同居の親族の關係に該当する場合には、それらの世帯主を第三者1人とする。）あたり15万円を限度として、共済契約関係者が現実に自己の費用で第三者に支払った額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに50万円または基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額を限度とする。

(修理費用共済金)

第65条 この会は、基本契約において、共済の目的である家財を収容する借用戸室に、共済期間中に発生した火災等また

は風水害等により損害が生じ、かつ、その損害につき貸主との賃貸借契約にもとづく修理費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、修理費用共済金を支払う。ただし、修理費用共済金を支払うのは、つぎの各号のすべてに該当する場合に限る。

- (1) 借戸室が、共済契約関係者の所有でないとき。
- (2) 共済契約関係者のうちいずれかの者と、その借戸室の貸主との間で賃貸借契約がされているとき。

2 前項の規定により支払う修理費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに100万円または基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額を限度とする。

(住宅災害死亡共済金)

第66条 この会は、基本契約において、第56条（基本契約共済金）第1項第1号または第2号の損害共済金が支払われ、かつ、その事故を直接の原因として、共済契約関係者が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には、住宅災害死亡共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う住宅災害死亡共済金の額は、死亡したもの1人につき、共済の目的について事故が生じた日における建物および家財の基本契約共済金額の合計額に5パーセントを乗じて得た額に相当する額とする。

(風呂の空だき見舞金)

第67条 この会は、基本契約において、共済の目的である風呂釜および浴槽が、共済期間中に発生した火災にいたらない空だきによりつぎの各号のいずれかに該当する場合には、風呂の空だき見舞金を支払う。

- (1) 風呂釜かつ浴槽が使用不能となったとき。
- (2) 風呂釜が使用不能となったとき。

2 前項の規定により支払う風呂の空だき見舞金の額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとにそれぞれつぎの各号の金額とする。

- (1) 風呂釜かつ浴槽が使用不能となったとき
5万円
- (2) 風呂釜が使用不能となったとき
2万円

(他の契約等がある場合)

第68条 この会が第56条（基本契約共済金）第1項および第2項に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が共済金の種類ごとに規定する支払限度額をこえるときは、この会は、つぎの各号により算出した額を基本契約共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とする。

(1) 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

支払限度額	-	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	基本契約共済金の額
-------	---	-------------------------------------	---	-----------

(2) 他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

支払限度額	-	再取得価額基準の他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額	-	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	基本契約共済金の額
-------	---	--	---	-------------------------------------	---	-----------

2 前項の共済金の種類ごとに規定する支払限度額とは、つぎの各号のとおりとする。

	共済金の種類	支払限度額
(1)	第56条第1項第1号および第2号の損害共済金	損害の額
(2)	第56条第1項第3号の持ち出し家財共済金	1回の共済事故につき、100万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が100万円をこえるものがある場合には、100万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。

(3)	第56条第2項第1号の臨時費用共済金	1回の共済事故につき、200万円。ただし、他の契約等に、限度額が200万円をこえるものがある場合には、200万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(4)	第56条第2項第2号の失火見舞費用共済金	1回の共済事故につき、40万円に被災した第三者の人数を乗じた額。ただし、その額が100万円をこえる場合には100万円。なお、他の契約等に、第三者1人あたり40万円または限度額が100万円をこえるものがあるときは、40万円または100万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(5)	第56条第2項第3号の水道管凍結修理費用共済金	1回の共済事故につき、10万円または修理費用の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が10万円をこえるものがある場合には、10万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(6)	第56条第2項第4号のバルコニー等修繕費用共済金	1回の共済事故につき、30万円または修繕費用の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が30万円をこえるものがある場合には、30万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(7)	第56条第2項第5号の漏水見舞費用共済金	1回の共済事故につき、15万円に被災した第三者の人数を乗じた額。ただし、その額が50万円をこえる場合には50万円。なお、他の契約等に、第三者1人あたり15万円または限度額が50万円をこえるものがある場合には、15万円または50万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(8)	第56条第2項第6号の修理費用共済金	1回の共済事故につき、100万円または修理費用の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が100万円をこえるものがある場合には、100万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。

(基本契約共済金支払い後の基本契約共済金額)

第69条 この会が基本契約共済金を支払った場合においても、第45条（共済契約の消滅）第1項第1号および第2項に該当する場合を除き、当該基本契約の基本契約共済金額は、変わらない。

(基本契約共済金を支払わない場合)

第70条 この会は、基本契約において、つぎの各号のいずれかの事由により生じた損害に対しては、基本契約共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
- (2) 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3) 共済の目的である家財（持ち出し家財を除く。）が、共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた火災等または風水害等
- (4) 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の火災等
- (5) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。以下同じ。）
- (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (8) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
- (9) 第5号から第8号までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (10) 発生原因がいかなる場合でも、第5号から第8号までの事由による事故の延焼または拡大
- (11) 第5号から第8号までの事由に伴う秩序の混乱

2 この会は、基本契約において、つぎの各号のいずれかに該当する損害およびつぎの各号のいずれかにより生じた損害に対しては、基本契約共済金を支払わない。

- (1) 共済の目的の欠陥。ただし、共済契約者、共済の目的の所有者またはこれらの者に代わって共済の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く。

- (2) 共済の目的の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- (3) 共済の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む。）であって、共済の目的ごとに、その共済の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

第4章 借家人賠償責任特約

第1節 総 則

（借家人賠償責任特約における定義）

第71条 この特約において、つぎの各号の用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「借用戶室」とは、被共済者が借用する建物の戸室をいう。この場合において、借用戶室を有する建物が併用住宅のときは、もっぱら居住する部分をいう。
- (2) 「基本契約家財」とは、共済の目的である家財をいう。

2 この特約において、第1号の用語の定義は、第2条（定義）の用語の定義にかかわらず、第1号のとおりとする。

- (1) 「代理請求人」とは、被共済者が共済金を請求できない場合に、共済金の代理請求をすることができる者をいう。

第2節 共済契約の範囲

（被共済者の範囲）

第72条 借家人賠償責任特約における被共済者は、第7条（被共済者の範囲）の規定にかかわらず借用戶室の借主とする。ただし、借用戶室の借主は共済契約関係者でなければならない。

（共済金受取人）

第73条 借家人賠償責任特約における共済金受取人は、第10条（共済金受取人）の規定にかかわらず被共済者とする。

第3節 借家人賠償責任特約の締結

（借家人賠償責任特約締結の要件）

第74条 借家人賠償責任特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合であり、かつ、つぎの各号のすべてに該当する場合に限り、締結するものとする。

- (1) 借用戶室が基本契約家財を収容するとき。
- (2) 借用戶室が共済契約関係者の所有でないとき。
- (3) 被共済者とその借用戶室の貸主（転貸人を含む。以下同じ。）との間で、借用戶室の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき。

第4節 借家人賠償責任特約共済金額

（借家人賠償責任特約共済金額）

第75条 借家人賠償責任特約1口についての共済金額は、10万円とする。

- 2 借家人賠償責任特約共済金額の最高限度は4,000万円とする。

- 3 同一の借戸室について、借家人賠償責任特約を分割して締結する場合には、分割されたすべての借家人賠償責任特約共済金額の合計額が、前項の額をこえない範囲で借家人賠償責任特約共済金額を設定することができる。

第5節 借家人賠償責任特約の共済金および共済金の支払い

(借家人賠償責任特約共済金)

第76条 この会は、借家人賠償責任特約において、共済期間中に発生した被共済者の責に帰すべき事由に起因するつぎの各号のいずれかの事故により、基本契約家財を収容する借戸室が損壊または焼失した場合において、被共済者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむる損害に対して、共済金を支払う。

- (1) 火災
- (2) 破裂または爆発
- (3) 給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれ（以下「漏水等」という。）

2 前項の規定により支払う借家人賠償責任特約共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 損害賠償共済金
- (2) 賠償費用共済金

3 同一の借戸室につき、分割された借家人賠償責任特約がある場合には、分割されたすべての借家人賠償責任特約の借家人賠償責任特約共済金額を合算し、同一の借戸室ごとに契約されたものとして共済金を算出する。

(損害賠償共済金)

第77条 前条の規定により、この会が支払う損害賠償共済金の額は、被共済者が借戸室の貸主に支払うべき損害賠償金とする。ただし、1回の共済事故につき、借家人賠償責任特約共済金額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の事故に起因して、第65条（修理費用共済金）に規定する修理費用共済金が支払われる場合には、この会は前項に規定する損害賠償共済金からその額を差し引いた額を支払う。

3 第1項に規定する損害賠償金は、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことにより共済金受取人が代位取得する物がある場合には、その価額を差し引いたものとする。

(賠償費用共済金)

第78条 第76条（借家人賠償責任特約共済金）の規定により、この会が支払う賠償費用共済金の額は、つぎの各号の費用の合計額とする。ただし、1回の共済事故につき、借家人賠償責任特約共済金額を限度とする。

- (1) 被共済者が第82条（事故発生の際の義務および義務違反）第1項第1号に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち、この会が必要または有益であったと認める費用および同項第3号の手続のために必要な費用
- (2) 損害賠償責任の解決について、被共済者がこの会の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用。ただし、前条の損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約共済金額をこえる場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合により支払う。
- (3) 損害賠償責任の解決について、被共済者がこの会の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。ただし、前条の損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約共済金額をこえる場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合により支払う。

2 前項に規定する賠償費用共済金の額は、この会が別に定める細則で定める基準により算出される額とする。

(他の契約等がある場合)

第79条 この会が第76条（借家人賠償責任特約共済金）第2項に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等

があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、この会は、つぎの各号により算出した額を借家人賠償責任特約共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とする。

(1) 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額

(2) 他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

損害の額	－	他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額	＝	借家人賠償責任特約共済金の額
------	---	----------------------------------	---	----------------

(借家人賠償責任特約共済金を支払わない場合)

第80条 この会は、借家人賠償責任特約において、借戸室がつぎの各号のいずれかの事由により損壊または焼失したことにより被共済者がこうむった損害に対しては借家人賠償責任特約共済金を支払わない。

(1) 共済契約者、被共済者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意

(2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図

(3) 借戸室の改築、増築または取りこわし等の工事

(4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(5) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等または地震等

(6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(7) 前号以外の放射線照射または放射能汚染

(8) 第4号から第7号までの事由により発生した事故の延焼または拡大

(9) 発生原因がいかなる場合でも、第4号から第7号までの事由による事故の延焼または拡大

(10) 第4号から第7号までの事由に伴う秩序の混乱

2 この会は、借家人賠償責任特約において、つぎの各号のいずれかに該当する借戸室の損壊による損害に対しては、借家人賠償責任特約共済金を支払わない。

(1) 借戸室の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く。

(2) 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等

(3) 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む。）であって、借戸室ごとに、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

3 この会は、借家人賠償責任特約において、被共済者がつぎの各号に規定する損害賠償責任を負担することによりこうむった損害に対しては借家人賠償責任特約共済金を支払わない。

(1) 被共済者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任

(2) 被共済者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

第6節 借家人賠償責任特約共済金の請求および支払い

(借家人賠償責任特約共済金の請求権の発生)

第81条 この会に対するこの特約にかかる共済金の請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定したとき、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したときから発生し、行使することができるものとする。

(事故発生の際の義務および義務違反)

第82条 共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、つぎの各号の事項を履行しなければならない。

(1) 損害の発生およびその拡大の防止につとめること。

(2) つぎの事項を遅滞なく、この会に通知すること。

ア 事故発生の日時、場所、事故の状況ならびにこれらの事項について証人となる者があるときはその者の住所、氏名または名称

イ 借戸室の貸主の住所および氏名または名称

ウ 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

エ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。）

(3) 第三者に対し損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

(4) 損害賠償の請求を受けた場合において、その全部または一部を承諾しようとするときは、あらかじめ、この会の承諾を得ること。

(5) 損害賠償に関する訴訟を提起されたとき、または提起しようとするときは、ただちに書面によりこの会へ通知すること。

(6) 第1号から第5号までのほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、またはこの会が行う損害の調査に協力すること。

2 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合には、この会はずぎの各号の金額を差し引いて共済金を支払う。

(1) 前項第1号に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額。

(2) 前項第2号、第5号、および第6号に違反したときは、そのことによりこの会がこうむった損害の額。

(3) 前項第3号に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額。

(4) 前項第4号に違反したときは、損害賠償責任がないと認められる額。

3 共済契約者または被共済者が、第1項第6号の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(代理請求人による借家人賠償責任特約共済金の代理請求)

第83条 被共済者が共済金を請求できないつぎの各号に定める特別な事情がある場合には、代理請求人が細則で定める書類を提出し、この会の承諾を得て、共済金を請求することができる。

(1) 共済金の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたとき。

(2) その他前号に準じる状態（被共済者が死亡した場合を除く。）であるときこの会が認めたとき。

2 前項の共済金の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの各号に定めるいずれかの者であることを要する。

(1) 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の配偶者

(2) 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に共済金を請求できない特別な事情がある場合（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたときをいう。）には、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の3親等内の親族

3 第1項および第2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、代理請求人は共済金を請求することができない。

(1) 被共済者の代理人に、共済金の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。

(2) 代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。

(3) 代理請求人が、故意または重大な過失により、被共済者を第1項第1号または第2号の状態に該当させたとき。

4 この会は、第1項および第2項の規定により共済金を代理請求人に支払った場合には、その後重複して共済金の請求を受けても、これを支払わない。

5 第27条（共済金の請求）、第32条（共済金等の支払いおよび支払場所）、第36条（代位）第3項、第42条（重大事由による共済契約の解除）第4項および第5項、第43条（告知義務違反による共済契約の解除）第4項、第6項および第7項、第44条（通知義務による共済契約の解除）第3項、第6項および第7項、前条、第128条（管轄裁判所）ならびに第130条（時効）の規定は、代理請求人が共済金を請求する場合について準用する。

（この会による援助）

第84条 この会は、必要と認めた場合には、借戸室の貸主からの損害賠償の請求につき被共済者の求めにより援助および助言を行うことができる。

第7節 雑 則

（準 用）

第85条 この特約について定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、基本契約にかかる規定を準用する。この場合において、つぎの各号の用語はそれぞれ各号のとおり読み替える。

(1) 第12条（共済契約の申込み）第2項および第3項の規定中「共済契約申込者」とあるのは「共済契約申込者または被共済者になる者」と読み替える。

(2) 第20条（共済契約の更新）第5項および第6項、第37条（詐欺等による共済契約の取消し）第1項、第43条（告知義務違反による共済契約の解除）第1項から第4項まで、第44条（通知義務による共済契約の解除）第1項および第3項、第52条（通知義務）第1項および第2項、ならびに第53条（共済契約の中途変更）第2項および第3項の規定中「共済契約者」とあるのは「共済契約者または被共済者」と読み替える。

第5章 類焼損害保障特約

第1節 総 則

（類焼損害保障特約における定義）

第86条 この特約において、つぎの各号の用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

(1) 「類焼保障被共済者」とは、類焼保障対象物の所有者であり、第87条（類焼保障被共済者の範囲）に規定する者をいう。

(2) 「類焼保障対象物」とは、この特約における保障の対象であり、第88条（類焼保障対象物の範囲）に規定するものをいう。

(3) 「基本契約建物」とは、別表第2「共済の目的の範囲」に規定する共済の目的である建物をいう。

(4) 「基本契約家財」とは、別表第2「共済の目的の範囲」に規定する共済の目的である家財をいう。

(5) 「基本契約家財を収容する建物」とは、別表第2「共済の目的の範囲」に規定する建物をいう。

(6) 「基本契約建物に収容する家財」とは、別表第2「共済の目的の範囲」に規定する家財をいう。

(7) 「他契約優先支払規定」とは、他の契約等がある場合に、損害の額から他の契約等によって支払われるべき共済

- 金または保険金の額を差し引いた残額を類焼損害共済金または類焼損害保険金として支払う旨を定めた規定をいう。
- 2 この特約において、つぎの各号の用語の定義は、第2条（定義）の用語の定義にかかわらず、それぞれ各号のとおりとする。
- (1) 「代理請求人」とは、類焼保障被共済者が共済金を請求できない場合に、共済金の代理請求をすることができる者をいう。
- (2) 「他の契約等」とは、類焼保障対象物の全部または一部を保障の対象とし、類焼保障被共済者の全部または一部が共済金または保険金の受取人となる共済契約または保険契約をいう。

第2節 共済契約の範囲

（類焼保障被共済者の範囲）

- 第87条 類焼保障被共済者は、類焼保障対象物の所有者とする。ただし、2人以上の類焼保障被共済者が同居の親族の關係に該当する場合にはそれらの世帯主を、また、類焼保障対象物が区分所有建物の共用部分である場合には管理組合または管理組合法人を、類焼保障被共済者とみなして、第92条（類焼損害共済金）から第95条（複数の類焼保障被共済者がある場合の類焼損害共済金の支払額）までの規定を適用する。
- 2 前項の場合において、類焼保障被共済者が類焼保障被共済者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故による損害が発生した場合に限る。ただし、第98条（事故発生時の義務および義務違反）に規定する類焼保障被共済者としての権利を取得し、義務を負担するのは事故が発生した場合とする。

（類焼保障対象物の範囲）

- 第88条 類焼保障対象物とは、つぎの各号のいずれかに該当する建物およびこれらに収容される家財とする。
- (1) 人が居住している住宅または併用住宅
- (2) 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘（営業用の貸別荘を除く。）
- (3) 常時、居住の用に供しうる状態にある空家（建売業者等が所有する売却用の空家を除く。）
- 2 前項の建物には、つぎの各号のものを含む。
- (1) 従物
- (2) 付属設備
- (3) 付属工作物
- (4) 付属建物
- 3 第1項および第2項の規定にかかわらず、つぎの各号の建物は、類焼保障対象物に含まれない。
- (1) 基本契約建物
- (2) 基本契約家財を収容する建物
- (3) 共済契約関係者の所有する建物。（当該建物が共有である場合には、共済契約関係者以外の者の共有持分を含む。ただし、当該建物が区分所有建物である場合には、共用部分のうち共済契約関係者以外の者の共有持分を除く。）
- (4) 建築中または取り壊し中の建物（損害が発生したときに、世帯が現実に生活を営んでいたものを除く。）
- (5) 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物（区分所有建物である場合には、共用部分のうちこれらの者以外の者の共有持分を除く。）
- 4 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の家財は、類焼保障対象物に含まれない。
- (1) 基本契約家財
- (2) 基本契約建物に収容される家財。なお、基本契約建物が借戸室を有している場合には、借戸室またはこれに収容される家財から事故が発生した時におけるその借戸室に収容される家財とする。
- (3) 共済契約関係者が所有、使用または管理する家財
- (4) 家財を収容する建物内で現実に生活を営んでいる者以外の者が所有権を有する家財

- (5) 通貨、預貯金証書、有価証券、乗車券（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含む。）、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいう。）その他これらに類する物
- (6) 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
- (7) 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (8) 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物
- (9) 自動車（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項で定めるものをいう。）およびその付属品
- (10) 義歯、義肢、人工臓器その他これらに類する物
- (11) 動物、植物等の生物
- (12) データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

（共済金受取人）

第89条 類焼損害保障特約における共済金受取人は、第10条（共済金受取人）の規定にかかわらず類焼保障被共済者とする。

第3節 類焼損害保障特約の締結

（類焼損害保障特約締結の要件）

第90条 類焼損害保障特約は、その申込みが基本契約に付帯してなされた場合に限り、締結するものとする。

- 2 共済契約関係者は、第15条（共済契約の締結の単位）に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約を締結することができない。

第4節 類焼損害保障特約共済金額

（類焼損害保障特約共済金額）

第91条 類焼損害保障特約共済金額は、1億円とする。

第5節 類焼損害保障特約の共済金および共済金の支払い

（類焼損害共済金）

第92条 この会は、類焼損害保障特約において、類焼保障対象物につき、共済期間中に、つぎの各号のいずれかから発生した火災、破裂または爆発（共済契約関係者以外の者の所有物で共済契約関係者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発を除く。）により損害（滅失、損傷または汚損をいい、消防または避難に必要な処置を含む。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除く。以下、この章において同じ。）が生じた場合には、類焼損害共済金を支払う。

- (1) 基本契約建物
 - (2) 基本契約建物に収容される家財
 - (3) 基本契約家財
 - (4) 基本契約家財を収容する建物
- 2 基本契約建物が借戸室を有している場合には、前項の規定中「共済契約関係者以外の者の所有物」とあるのは「共済契約関係者および共済契約関係者の許諾を得て基本契約建物に居住する者以外の者の所有物」と読み替える。
 - 3 第1項および第2項の規定により支払う類焼損害共済金の額は、類焼保障対象物につき、火災、破裂または爆発に

より生じた損害の額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

4 第1項から第3項までの規定により支払う類焼損害共済金の額は、1回の共済事故につき、支払限度額を限度とする。

5 前項に規定する支払限度額は、類焼損害保障特約共済金額とする。ただし、この会が類焼損害共済金を支払った場合には、その共済事故が生じた時以後の共済期間に対しては、類焼損害保障特約共済金額からすでに支払った類焼損害共済金の額の合計額を差し引いた額とする。

6 第3項の損害の額の算出は、細則に定める基準により行う。

(他の契約等がある場合)

第93条 この会が前条に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があるときは、この会は、つぎの算式により算出した額を類焼損害共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とする。

$$\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額}} = \boxed{\text{類焼損害共済金の額}}$$

2 前項の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額には、事故が発生したことによって発生する費用に対する共済金または保険金を含まない。以下、この特約において同様とする。

(他契約優先支払規定を有する他の契約等がある場合)

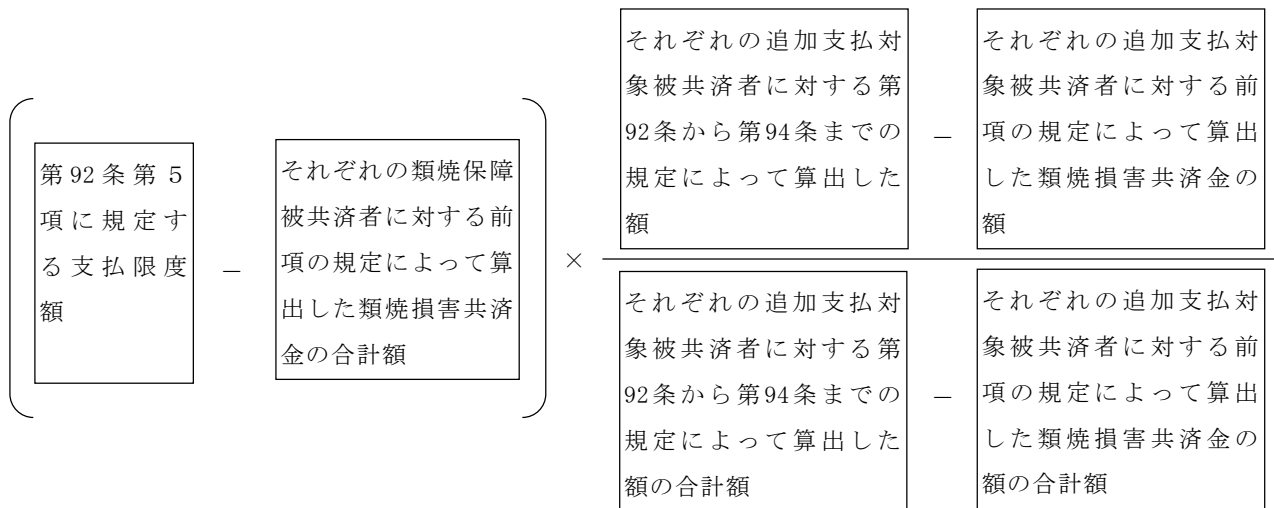
第94条 前条に規定する他の契約等の中に他契約優先支払規定を有する他の契約等がある場合において、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、損害の額をこえるときは、この会は、つぎの算式によって算出した額を類焼損害共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とする。

$$\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他契約優先支払規定を有する他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額}} - \boxed{\text{他契約優先支払規定を有しない他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額}} = \boxed{\text{類焼損害共済金の額}}$$

(複数の類焼保障被共済者がある場合の類焼損害共済金の支払額)

第95条 1回の共済事故において複数の類焼保障被共済者がある場合には、この会は、それぞれの類焼保障被共済者に対して、第92条（類焼損害共済金）第5項に規定する支払限度額を類焼保障被共済者数で除した額を限度に、第92条から第94条（他契約優先支払規定を有する他の契約等がある場合）までの規定によって算出した額を類焼損害共済金として支払う。

2 前項の規定によって算出したそれぞれの類焼保障被共済者に対する類焼損害共済金の合計額が第92条第5項に規定する支払限度額にみたない場合で、かつ、前項の規定によって算出した類焼損害共済金の額が第92条から第94条までの規定によって算出した額にみたない類焼保障被共済者（以下「追加支払対象被共済者」という。）があるときは、この会は、その追加支払対象被共済者に対して、つぎの算式により算出した類焼損害共済金を追加して支払う。ただし、いかなる場合でもこの会の支払うべき類焼損害共済金の額は、第92条から第94条までの規定によって算出した額を限度とする。



= その追加支払対象被共済者に対して追加して支払う類焼損害共済金の額

3 この会は、第1項および第2項の規定にもとづき類焼損害共済金の額を算定することになる場合において、その額についてこの会と類焼保障被共済者との間で意見が一致しないときは、この会の費用により、それぞれの類焼保障被共済者の同意を得て、民事調停法（昭和26年6月9日法律第222号）にもとづく調停の手続を行う。

（類焼損害共済金を支払わない場合）

第96条 この会は、類焼損害保障特約において、つぎの各号のいずれかの事由により生じた損害に対しては、類焼損害共済金を支払わない。

- (1) 共済契約関係者またはこれらの者の法定代理人の故意
- (2) 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除く。なお、類焼保障被共済者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関と読み替える。
- (3) 類焼保障被共済者でない者が類焼損害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除く。なお、その者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関と読み替える。
- (4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (5) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- (6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
- (8) 第4号から第7号までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (9) 発生原因がいかなる場合でも、第4号から第7号までの事由による事故の延焼または拡大
- (10) 第4号から第7号までの事由に伴う秩序の混乱

第6節 類焼損害共済金の請求および支払い

（類焼損害共済金の請求）

第97条 この会に対するこの特約にかかる共済金の請求権は、第92条（類焼損害共済金）に規定する損害が生じたときから発生し、これを行使することができるものとする。

- 2 類焼保障被共済者は、細則で定める書類を提出することによりこの会に共済金を請求するものとする。
- 3 この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または類焼保障被共済者に対して、前項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、またはこの会が行う調査への協力を求めることができる。この場合において、共済契約者または類焼保障被共済者は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。
- 4 共済契約者または類焼保障被共済者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、または第2項もしくは第3項の書類に事実でないこともしくは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この会は、それによってこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(事故発生の際の義務および義務違反)

第98条 共済契約関係者または類焼保障被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、つぎの各号の事項を履行しなければならない。

- (1) 共済契約関係者または類焼保障被共済者は、損害の発生および拡大の防止につとめること。
- (2) 共済契約関係者は、類焼保障対象物について損害が生じたことを知った場合には、つぎの事項を遅滞なくこの会に通知すること。

ア 損害発生状況

イ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けている場合には、その事実を含む。以下、この条において同じ。）

- (3) 共済契約関係者は、類焼保障対象物について損害が生じたことを知った場合には、類焼保障被共済者に対し、この共済契約の内容を遅滞なく通知すること。
- (4) 類焼保障被共済者は、類焼保障対象物について損害が生じたことを知った場合には、つぎの事項を遅滞なくこの会に通知すること。

ア 損害発生状況

イ 他の契約等の有無および内容

- (5) 共済契約関係者または類焼保障被共済者は、類焼保障対象物について損害が生じたことを知った場合には、この会が行うつぎの事項に協力すること。

ア 損害が生じた類焼保障対象物もしくは類焼保障対象物の敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた類焼保障被共済者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転すること。

イ 類焼損害共済金の支払いを目的とした類焼保障対象物にかかる損害および他の契約等の内容の調査

- 2 共済契約関係者または類焼保障被共済者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合には、この会がこうむった各号の金額を差し引いて類焼損害共済金を支払う。

- (1) 前項第1号に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額。
- (2) 前項第2号から第5号までに違反したときは、そのことによりこの会がこうむった損害の額。

(代理請求人による類焼損害共済金の代理請求)

第99条 類焼保障被共済者が共済金を請求できないつぎの各号に定める特別な事情がある場合には、代理請求人が細則で定める書類を提出し、この会の承諾を得て、共済金を請求することができる。

- (1) 共済金の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたとき。
- (2) その他前号に準じる状態（類焼保障被共済者が死亡した場合を除く。）であるとこの会が認めたとき。

- 2 前項の共済金の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの各号に定めるいずれかの者であることを要する。

(1) 類焼保障被共済者と同居し、または類焼保障被共済者と生計を一にする類焼保障被共済者の配偶者

(2) 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に共済金を請求できない特別な事情がある場合（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたときをいう。）には、類焼保

障被共済者と同居し、または類焼保障被共済者と生計を一にする類焼保障被共済者の3親等内の親族

3 第1項および第2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、代理請求人は共済金を請求することができない。

- (1) 類焼保障被共済者の代理人に、共済金の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
- (2) 代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
- (3) 代理請求人が、故意または重大な過失により、類焼保障被共済者を第1項第1号または第2号の状態に該当させたとき。

4 この会は、第1項および第2項の規定により共済金を代理請求人に支払った場合には、その後重複して共済金の請求を受けても、これを支払わない。

5 第97条（類焼損害共済金の請求）、前条、次条、第103条（代位）第3項、第128条（管轄裁判所）および第130条（時効）の規定は、代理請求人が共済金を請求する場合について準用する。

（類焼損害共済金の支払いおよび支払場所）

第100条 この会は、第97条（類焼損害共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この会の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- (1) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき
180日
- (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき
180日
- (3) 検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき
90日
- (4) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき
60日
- (5) 第1号から第4号までに掲げる場合のほか、この会ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門の見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき
90日

2 この会は、つぎの各号の場合において、前項の規定中「必要な請求書類がすべてこの会に到着した日」とあるのを、各号のとおり読み替えて適用する。

- (1) 第95条（複数の類焼保障被共済者がある場合の類焼損害共済金の支払額）第1項の共済金の支払いについては、「必要な請求書類がすべてこの会に到着した日または類焼保障被共済者数の確定日のいずれか遅い日」
- (2) 第95条第2項の共済金の支払いについては、「すべての類焼保障被共済者に対して第95条第1項の規定による共済金の支払を完了した日」

3 この会が必要な調査を行うにあたり、共済契約関係者または類焼保障被共済者が正当な理由がないのに当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより当該調査が遅延した期間について、第1項に規定する期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第101条 この会は、第33条（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）に規定する期間中に共済事故が発生し、共済金

の請求を受けた場合でも、未払込共済掛金の全額の払込みがされないときは、共済金を支払わない。

(残存物の権利の帰属)

第102条 この会が共済金を支払った場合でも、類焼保障対象物の残存物について類焼保障被共済者が有する所有権その他の物権は、この会がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、この会に移転しない。

(代位)

第103条 損害が生じたことにより類焼保障被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この会がその損害に対して類焼損害共済金を支払ったときは、その債権はこの会に移転する。ただし、移転するのはつぎの各号のいずれかの額を限度とする。

(1) この会が損害の額の全額を類焼損害共済金として支払った場合

類焼保障被共済者が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合

類焼保障被共済者が取得した債権の額から、類焼損害共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、この会に移転せずに類焼保障被共済者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。

3 共済契約者および類焼保障被共済者は、この会が取得する第1項の債権または第2項の債権の保全および行使ならびにそのためにこの会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければならない。この場合において、この会に協力するために必要な費用は、この会の負担とする。

(代位求償権不行使)

第104条 前条の規定により類焼保障被共済者が共済契約関係者に対して有する権利をこの会が取得した場合には、この会は、これを行使しないものとする。

第7節 雑 則

(準用)

第105条 この特約について定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、基本契約にかかる規定を準用する。

第6章 盗難保障特約

第1節 総 則

(盗難保障特約における定義)

第106条 この特約において、つぎの各号の用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

(1) 「基本契約家財」とは、別表第2「共済の目的の範囲」に規定する共済の目的である家財をいう。

(2) 「盗難」とは、強盗、窃盗またはこれらの未遂をいう。

第2節 盗難保障特約の締結

(盗難保障特約締結の要件)

第107条 盗難保障特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合であり、かつ、その基本契約が家財を共済の目的としている場合に限り、締結するものとする。

2 基本契約家財について、同一の共済契約者により分割された基本契約がある場合には、共済契約者はいずれか1つ

の基本契約にのみ盗難保障特約を締結することができる。

第3節 盗難保障特約共済金額

(盗難保障特約共済金額)

第108条 盗難保障特約共済金額は、300万円とする。

第4節 盗難保障特約の共済金および共済金の支払い

(盗難共済金)

第109条 この会は、盗難保障特約において、共済期間中に発生した盗難によりつぎの各号のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届出をした場合には、盗難共済金を支払う。

(1) 基本契約家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合

(2) 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く。）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合

(3) 基本契約家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、つぎのすべてをみたす場合に限る。

ア 共済契約関係者が、盗取を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと

イ 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと

2 前項の規定により支払う盗難共済金の額は、盗難により生じた前項各号の損害の額に相当する額とする。この場合において、前項第1号および第2号の損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

3 第1項の場合において、盗取されたものを回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、その盗取されたものの価額を限度として前項の損害の額に含まれるものとする。

4 第1項第1号または第2号の損害について、第57条（火災等共済金）に規定する火災等共済金または第59条（持ち出し家財共済金）に規定する持ち出し家財共済金が支払われる場合には、火災等共済金または持ち出し家財共済金を優先して支払う。この場合において、その損害の額が、支払われる火災等共済金または持ち出し家財共済金をこえるときは、第2項の規定にかかわらず、その損害の額から、火災等共済金または持ち出し家財共済金を差し引いた残額を盗難共済金として支払う。

5 第1項から第4項までの規定により支払う盗難共済金の額は、1回の共済事故につき、盗難保障特約共済金額を限度とし、かつ、第1項第2号および第3号による損害については、それぞれつぎの各号の額を限度とする。

(1) 持ち出し家財の盗難

60万円

(2) 通貨の盗難

20万円

(3) 預貯金証書の盗難

200万円

6 第2項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行う。

7 基本契約家財につき、分割された基本契約がある場合で、かつ、その分割された基本契約に盗難保障特約が付帯されている場合には、1回の共済事故につき、この会が支払う盗難共済金の合計額は、つぎの各号の額を限度とする。

ただし、この場合においても、当該盗難保障特約において支払う盗難共済金の額は第5項に規定する額を限度とする。

(1) 第1項第1号の損害については、各盗難保障特約共済金額の合計額

(2) 第1項第2号および第3号の損害については、第5項各号に規定する額。

(他の契約等がある場合)

第110条 この会が前条に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額をこえるときは、この会は、つぎの各号により算出した額を盗難共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とする。

(1) 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

支払限度額	-	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	盗難共済金の額
-------	---	-------------------------------------	---	---------

(2) 他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

支払限度額	-	再取得価額基準の他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額	-	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	盗難共済金の額
-------	---	--	---	-------------------------------------	---	---------

2 前項の支払限度額とは、つぎの各号のとおりとする。

共済金の種類		支払限度額
(1)	前条第1項第1号の共済金	損害の額
(2)	前条第1項第2号の共済金	1回の共済事故につき、60万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が60万円をこえるものがある場合には、60万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(3)	通貨	1回の共済事故につき、20万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が20万円をこえるものがある場合には、20万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
	預貯金証書	1回の共済事故につき、200万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が200万円をこえるものがある場合には、200万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。

(盗難共済金を支払わない場合)

第111条 この会は、つぎの各号のいずれかの事由により生じた損害に対しては、盗難共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
- (2) 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3) 共済の目的である家財（持ち出し家財を除く。）が基本契約家財を収容する建物外にある間に生じた盗難
- (4) 置き忘れ、紛失、置き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいう。）その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- (5) 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第3項で定めるものをいう。）の盗難
- (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- (8) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (9) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
- (10) 第6号から第9号までの事由により発生した事故の拡大
- (11) 発生原因がいかなる場合でも、第6号から第9号までの事由による事故の拡大
- (12) 第6号から第9号までの事由に伴う秩序の混乱

2 この会は、盗難保障特約において、つぎの各号のいずれかに該当する損害およびつぎの各号のいずれかにより生じた損害に対しては、盗難保障共済金を支払わない。

- (1) 共済の目的の欠陥。ただし、共済契約者、共済の目的の所有者またはこれらの者に代わって共済の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く。
- (2) 共済の目的の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- (3) 共済の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む。）であって、共済の目的ごとに、その共済の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

第5節 盗難共済金の請求および支払い

（盗難品の権利の帰属）

第112条 盗取された共済の目的について、この会が第109条（盗難共済金）の共済金を支払う前にその共済の目的が回収された場合には、同条第3項の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなす。

2 この会は、盗取された共済の目的について、同条第1項第1号および第2号の共済金を支払った場合には、この会が支払った共済金の額の共済の目的の価額に対する割合に応じて、その共済の目的について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権を取得する。

3 盗取された共済の目的について、この会が同条第1項第1号および第2号の共済金を支払った後に、その盗取された共済の目的が発見された場合には、共済金受取人は、支払いを受けた共済金から盗取された共済の目的を回収するために支出した費用を控除した残額をこの会に支払って、その共済の目的の所有権その他の物権を取得することができる。

第6節 雑 則

（準 用）

第113条 この特約について定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、基本契約にかかる規定を準用する。

第7章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

（事業の実施方法）

第114条 この会は、別に定める「支部設置要綱」にもとづいて、この会の定款第6条（会員の資格）で定める会員の区域ごとに設けるこの会の支部を通じてこの共済事業を実施する。

2 この会は、前項の規定にかかわらず、この会の支部を設置しないで、別に定める「業務委託規約」にもとづいて、当該会員に業務の一部を委託してこの共済事業を実施することができる。

（共済代理店の設置と権限）

第115条 この会は、共済代理店を設置することができる。

2 共済代理店が行う業務は、つぎの各号に掲げる業務とする。

- (1) 共済契約の締結の代理または媒介
- (2) 共済掛金の収受に関する業務

(3) その他この会が定めた事項に関する業務

(業務の委託)

第116条 この会は、この共済事業を実施するにあたり、この会以外の者（この会の会員および前条に規定する代理店を除く。）に必要な業務の一部（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委託することができる。

第2節 事業の休廃止

(事業の休止または廃止)

第117条 この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとする。

第3節 再共済の授受

(再共済)

第118条 この会は、共済契約により負う共済責任の全部または一部を日本再共済生活協同組合連合会または保険業法（平成7年6月7日法律第105号）第2条（定義）に定める保険会社もしくは外国保険会社等に再共済または再保険に付すことができる。

2 前項の場合において、再共済契約または再保険契約の締結は、火災共済再共済協定書または火災共済再保険協定書（特約書、協約書を含み、いかなる名称であるかを問わないものとする。）により行うものとする。

第4節 (略)

第119条～第123条 (略)

第5節 特約および特則の種類

(特約の種類)

第124条 特約の種類は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) 借家人賠償責任特約
- (2) 類焼損害保障特約
- (3) 盗難保障特約

(特則の種類)

第125条 特則の種類は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) 風水害等不担保特則
- (2) 長期一括払特則
- (3) 掛金口座振替特則
- (4) クレジットカード払特則
- (5) インターネット特則
- (6) 共済契約証書の不交付の合意に関する特則
- (7) 団体扱特則

(団体扱い)

第126条 この会は、第2編第7章の団体扱特則を付帯することにより、団体の構成員を共済契約者とする共済契約につい

て、この特則による内容で取り扱うことができる。

第6節 共済契約の種類区分

(共済契約の種類)

第127条 この会が共済契約申込者と締結できる共済契約の種類は、別表第3「共済契約の種類」に規定する。

第7節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第128条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第8節 規約の変更

(規約の変更)

第129条 この会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、第11条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。ただし、当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないものに限る。

2 前項の場合には、この会は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

第9節 雑 則

(時 効)

第130条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第131条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第132条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 風水害等不担保特則

(風水害等不担保特則の適用)

第133条 この特則は、風水害等による損害を不担保とする場合に適用する。

(風水害等不担保特則の締結)

第134条 この特則は、共済契約を締結または更新する際、もしくは共済期間中途において、共済契約者等から申し出があ

ったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が細則で定めるマンション構造でなければならない。

(風水害等による損害の不担保)

第135条 この特則を付帯する共済契約においては、この会は、第58条（風水害等共済金）および第65条（修理費用共済金）の規定にかかわらず、各条に規定する風水害等共済金および風水害等により損害が生じたことによる修理費用共済金を支払わない。

(分割された契約がある場合)

第136条 この特則は、第15条（共済契約の締結の単位）に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき締結するこの事業規約にもとづくすべての基本契約に、付帯するものとする。

第2章 長期一括払特則

(長期一括払特則の適用)

第137条 この特則は、基本契約について、第23条（共済掛金の長期一括払扱）に規定する長期一括払扱による共済期間の設定および共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(長期一括払特則の締結)

第138条 この特則は、共済契約を締結または更新する際に、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、基本契約に付帯することができる。

(長期一括払特則の共済期間)

第139条 第4条（共済期間）の規定にかかわらず、この特則が付帯された基本契約の共済期間は、共済契約の発効日または更新日から2年以上、10年以内とし、年を単位として定める。ただし、この会が特に必要と認めた場合には、共済期間の単位を月とすることができる。

(長期一括払特則の共済掛金の払込み)

第140条 第21条（共済掛金の払込み）第1項の規定にかかわらず、この特則が付帯された基本契約の共済掛金の払込方法は、一括払とする。

(長期一括払特則を付帯する共済契約の無効)

第141条 第39条（共済契約の無効）第1項の規定によりこの特則が付帯された基本契約が無効となる場合には、この会は、同条第2項の規定にかかわらず、当該基本契約の共済掛金の全部を共済契約者に返還する。

(消滅の場合の返戻金の払戻し)

第142条 第48条（返戻金の払戻し）第2項の規定にかかわらず、この特則が付帯された共済契約が消滅し、かつ、第57条（火災等共済金）または第58条（風水害等共済金）の共済金が支払われたときには、当該共済契約の基本契約の未經過共済期間に対する返戻金を共済契約者に払い戻す。この場合において、当該未經過共済期間には1年間にみない端数日を含めない。

2 (略)

第3章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第143条 この特則は、第24条（共済掛金の口座振替扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第144条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つぎの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

（口座振替による共済掛金の払込み）

第145条 初回掛金を口座振替によって払い込む場合の初回掛金は、第18条（初回掛金の払込み）の規定にかかわらず、この会が当該共済契約にかかる初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

2 第2回以後の共済掛金は、第21条（共済掛金の払込み）第3項および第5項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まなければならない。

3 第1項および第2項の場合にあつては、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあつたものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかななければならない。

6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

（口座振替不能の場合の扱い）

第146条 月払契約の振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第2項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があつたときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとする。

2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第20条（共済契約の更新）第10項および第26条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければならない。

（指定口座の変更等）

第147条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

3 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければならない。

4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

（掛金口座振替特則の消滅）

第148条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

(1) 第144条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。

- (2) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。
- (4) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

(振替日の変更)

第149条 この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

第4章 クレジットカード払特則

(クレジットカード払特則の適用)

第150条 この特則は、第25条（共済掛金のクレジットカード扱）に規定するクレジットカード扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(クレジットカード払特則の締結)

第151条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

- 2 この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた者が同一でなければならない。

(共済掛金の受領)

第152条 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し（以下「有効性等の確認」という。）、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が第19条（共済契約の成立および発効日）および第20条（共済契約の更新）に規定する初回掛金を受け取った日とみなす。

- 2 前項の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に第12条（共済契約の申込み）に規定する共済契約申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかったものとする。
- 3 第2回以後の共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、払込期日までに共済掛金を受け取ったものとみなす。
- 4 この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの各号のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金の払込みについて、第1項または第3項の規定を適用しない。
 - (1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がカード会社の会員規約等に従ってクレジットカードを使用し、かつ、共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除く。
 - (2) 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。
- 5 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(共済掛金の受領ができなかった場合の扱い)

第153条 前条第4項の規定により更新契約の初回掛金および第2回以後の共済掛金相当額の払込みがなかった場合には、この会は、共済契約者に共済掛金を直接請求することができるものとする。この場合において、共済契約者は、第20条（共済契約の更新）第10項および第26条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する日までに、未払込共済掛金の全額を他のクレジットカードまたは他の方法により、この会またはこの会の指定した場所に払い込まなければならない。

(クレジットカードの変更等)

第154条 共済契約者は、当該クレジットカードをこの会が指定する他のカード会社が発行するクレジットカードに変更す

ることができる。

- 2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該カード会社に申し出なければならない。
- 3 共済契約者がクレジットカード扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該カード会社に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければならない。
- 4 カード会社がクレジットカードによる共済掛金の払込みの取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、当該クレジットカードをこの会が指定する他のカード会社が発行するクレジットカードに変更するか、共済掛金の払込みを他の方法に変更しなければならない。

(クレジットカード払特則の消滅)

第155条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

- (1) この会がカード会社より共済掛金相当額を領収できないとき。
- (2) この会がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき。
- (3) カード会社がクレジットカードによる共済掛金払込みの取扱いを停止したとき。
- (4) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

- 2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、この会はその旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、共済掛金の払込みを他の方法に変更しなければならない。

(クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法)

第156条 第152条（共済掛金の受領）第1項および第3項において、この会が受け取った共済掛金にかかる契約について、第39条（共済契約の無効）第2項および第48条（返戻金の払戻し）に規定する返還または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻す。

第5章 インターネット特則

(インターネット特則の適用)

第157条 この特則は、第13条（インターネット扱）に規定するインターネット扱による共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全を実施する場合に適用する。

(インターネット特則の締結)

第158条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の途中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができる。

- 2 共済契約者等は、この特則を付帯するにあたっては、この会が細則で定める基準をみたさなければならない。

(電磁的方法による共済契約の申込み)

第159条 共済契約申込者は、第12条（共済契約の申込み）第1項および第2項の規定にかかわらず、電磁的方法により共済契約の申込み手続を行うことができる。

- 2 前項に規定する共済契約の申込み手続は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」という。）に第12条（共済契約の申込み）第1項に規定する事項を入力し、この会に送信する。
- (2) 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信する。
- (3) この会は第1号および第2号で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知する。

(電磁的方法による共済契約申込みの諾否)

第160条 この会は、第17条（共済契約申込みの諾否）第1項の規定にかかわらず、前条の規定による共済契約の申込みを

受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約申込者に通知する。

- 2 この会が前条の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に第17条（共済契約申込みの諾否）第4項に規定する事項を入力し、共済契約申込者に送信する。

（電磁的方法による共済契約の更新）

第161条 共済契約者は、第20条（共済契約の更新）第4項および第5項の規定にかかわらず、電磁的方法により共済契約を更新する際に共済契約の変更手続を行うことができる。

- 2 前項に規定する共済契約の変更手続は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に第20条（共済契約の更新）第4項に規定する事項を入力し、この会に送信する。

- (2) 共済契約者または被共済者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信する。

- (3) この会は第1号および第2号で入力された事項の受信をもって、共済契約の変更の申し出があったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の変更の申し出を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

- 3 この会は、第20条（共済契約の更新）第13項の規定にかかわらず、前項の変更の申し出を受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約者に通知する。

- 4 この会が第2項の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に第17条（共済契約申込みの諾否）第4項に規定する事項を入力し、共済契約者に送信する。

（共済契約の保全）

第162条 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、本則の規定にかかわらず、この会所定書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができる。

- (1) 第51条（氏名または住所の変更）に規定する事項中、第1号に定める住所の変更

- (2) 第147条（指定口座の変更等）第1項および第2項に規定する指定口座の変更

- (3) その他この会が認めた事項

- 2 前項に規定する共済契約の保全手続は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に前項各号に規定する通知事項を入力し、この会に送信する。

- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

（電磁的方法）

第163条 この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、細則で定める。

（重複の回避）

第164条 インターネット扱による当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続を使用することが本則による共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続と重複するときは、本特則の規定を適用するものとする。

（インターネット特則の消滅）

第165条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

- (1) 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続を終了したとき。

- (2) 電磁的方法が不可能なとき。

第6章 共済契約証書の不交付の合意に関する特則

(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の適用)

第166条 この特則は、共済契約を締結する際に、この会と共済契約者等との間に、共済契約証書を交付しないことについて、合意のある場合に適用する。

(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の締結)

第167条 この特則は、インターネット特則の付帯があったときに限り、付帯する。

(共済契約証書の不交付)

第168条 この会は、この特則により、第17条（共済契約申込みの諾否）第3項の規定にかかわらず、共済契約証書を共済契約者等に交付しない。

(共済契約証書の記載事項に関する特則)

第169条 この会は、第17条（共済契約申込みの諾否）第4項の規定にかかわらず、契約情報画面等に記載した事項を共済契約証書の記載事項とみなして、当該共済契約を扱うものとする。

(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の消滅)

第170条 共済契約者等は、この会の定める方法により共済契約証書の交付を請求することができる。この場合、この特則は消滅する。

第7章 団体扱特則

(団体扱特則の適用)

第171条 この特則は、第126条（団体扱い）の規定により団体からの申し出があり、かつ、この会がその申し出を承諾した場合において、当該団体の構成員を共済契約者とする共済契約（以下、この章において「団体扱契約」という。）について適用する。

(団体扱特則の締結)

第172条 この会は、細則で定める要件をみたす団体との間で団体扱い実施のための協定書（以下、この章において「協定書」という。）を締結するものとする。

(団体扱契約の特例)

第173条 第20条（共済契約の更新）第9項または第26条（共済掛金の払込猶予期間）第1項に規定する払込猶予期間内に共済掛金を払い込むことができない場合において、細則で定める事由に該当するときには、当該共済契約の共済掛金の払込猶予期間を、それぞれ満了日の翌日から3か月間または払込期日の翌日から3か月間の範囲内で延長することができる。

2 この会は、団体扱契約にかかるつぎの各号の取扱いについて、それぞれ当該の規定にかかわらず、この会と団体との協議にもとづいた協定書において定める内容で変更することができる。

(1) 第12条（共済契約の申込み）第1項に規定する、共済掛金の払込方法および払込場所

(2) 第17条（共済契約申込みの諾否）に規定する、諾否の通知方法

(3) 第18条（初回掛金の払込み）および第19条（共済契約の成立および発効日）に規定する、初回掛金の払込みおよび共済契約の発効日

(4) 第20条（共済契約の更新）に規定する、更新契約の初回掛金の払込み

(5) 第21条（共済掛金の払込み）に規定する、共済掛金の払込方法および第2回以後の共済掛金の払込期日

(団体扱特則の消滅)

第174条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

(1) 共済契約者が当該団体の構成員でなくなったとき。

(2) この会と団体との間に締結された協定が、更新されなかったときまたは解約されたとき。

付 則

(2023年8月29日総会議決。ただし、別紙第1から別紙第4までは2023年8月4日理事会議決。)

(施行期日)

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（2023年12月21日）から施行し、2024年4月1日以後に発効する共済契約から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別紙第2については、2024年度にかかる決算から適用する。

火災等の定義

(1) 火災	人の意図に反してもしくは放火によって発生し、または人の意図に反して拡大する、消火の必要のある燃焼現象であり、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果あるものの利用を必要とする状態をいう。
(2) 落雷	—
(3) 破裂・爆発	気体または薬品等の急激な膨張による破裂または爆発をいう。
(4) 水ぬれ	つぎのいずれかの事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいう。ただし、風水害等によるもの、雨水等の吹き込みおよび漏入によるものを除く。
	ア 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故
	イ 共済契約関係者以外の者が占有する戸室で生じた不測かつ突発的な事故
	ウ 洗濯機・浴槽等設備本体に連なる常設された排水管部分より生じた不測かつ突発的な事故（注）
(5) 車両の衝突	車両またはその積載物の衝突もしくは接触をいう。ただし、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触を除く。
(6) その他の破損	(1)～(5)に該当しない、つぎのいずれかの事故をいう。ただし、共済契約関係者およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の加害行為を除く。
	ア 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損壊。ただし、風水害等または砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来による損害を除く。
	イ アに該当しないその他突発的な第三者の直接加害行為で、損害（所有者の意思に反して持ち出された物の損害を除く。）の額が5万円以上のもの。

（注）マンション構造でのみ火災等の定義に含むこととし、それ以外の構造区分では火災等の定義に含まない。

共済の目的の範囲

共済契約において保障の対象となる範囲は、つぎに規定するものとする。

1. 共済の目的である建物

(1) この規約において、共済の目的である建物とは、共済契約関係者が所有するもの、または、もっぱら使用もしくは管理するもののうち、つぎの共済金の種類ごとにその範囲に含むものとして規定するものをいう。

共済金の種類	共済の目的である建物の範囲	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物	専用使用部分
ア 火災等共済金		含む	含む		含む		—
イ 風水害等共済金		含む	含む		含む		—
ウ 失火見舞費用共済金		含む	含む		含む		含む
エ バルコニー等修繕費用共済金		—	—		—		含む
オ 漏水見舞費用共済金		含む	含む		—		—
カ 類焼損害共済金		含む	含む		含む		含む

(注)

(a) 建物は第15条（共済契約の締結の単位）の規定によるものとする。

(b) 建物が第8条（共済の目的 建物）第1項第3号のただし書に規定する併用住宅の場合には、従物および付属設備は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分と接続したもの、または機能的に一体となったものに限り、共済の目的である建物に含まれる。

(c) この表にかかわらず、付属工作物および付属建物のうちもっぱら営業目的に使用しているものは、共済の目的である建物に含まれない。

(d) この表のウ、オおよびカは、各共済金が対象とする事故が、この範囲から発生した場合に保障の対象となることを示す。

(2) 共済契約関係者が所有するもののうち、建物（従物、付属設備、付属工作物および付属建物を含み、(1)注書き(a)～(c)のとおりとする。）に設置されたつぎのものが、それぞれに規定する共済金の支払事由に該当するときは、共済の目的として取り扱う。

ア 専用水道管または水管もしくはこれらに類するもの
水道管凍結修理費用共済金

イ 風呂釜および浴槽
風呂の空だき見舞金

(3) この規約において、第58条（風水害等共済金）、第61条（失火見舞費用共済金）および第64条（漏水見舞費用共済金）に規定する「共済の目的である家財を収容する建物」ならびに第92条（類焼損害共済金）に規定する「基本契約家財を収容する建物」の範囲に含むものは、それぞれ(1)のとおりとする。

(4) この規約において、第88条（類焼保障対象物の範囲）に規定する「基本契約建物」および「基本契約家財を収容する建物」の範囲に含むものは(1)のとおりとする。ただし、注書き(a)～(d)はつぎのとおり読み替える。

(注) 建物は第15条（共済契約の締結の単位）第1項の規定によるものとする。

2. 共済の目的である家財

(1) この規約において、共済の目的である家財とは、共済契約関係者が所有するもののうち、つぎの共済金の種類ごと

に規定する建物の範囲に収容されるものをいう。

家財を収容する 建物の範囲 共済金の種類	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物	専用使用権付 共用部分	軒下
ア 火災等共済金	含む	含む		含む		含む	含む
イ 風水害等共済金	含む	含む		含む		—	—
ウ 持ち出し家財共済金	含む	—		—		—	—
エ 類焼損害共済金	含む	含む		含む		含む	含む
オ 盗難共済金	含む	—		—		—	—

(注) (a) 建物は第15条（共済契約の締結の単位）の規定によるものとする。

(b) この表のエは、類焼損害共済金が対象とする事故が、この範囲から発生した場合に保障の対象となることを示す。

- (2) 家財を収容する建物が共済契約関係者の所有でない場合には、共済契約関係者が所有する従物および付属設備は共済の目的である家財に含まれる。
- (3) 家財を収容する建物が共済契約関係者の所有でない場合には、共済契約関係者が所有するもののうち、建物（従物、付属設備、付属工作物および付属建物を含み、1. (1)注書き(a)～(c)のとおりとする。）に設置された風呂釜および浴槽が、風呂の空だき見舞金の支払事由に該当するときは、共済の目的として取り扱う。
- (4) (1)から(3)にかかわらず、つぎに規定するものは、共済の目的である家財に含まれない。ただし、通貨および預貯金証書が第109条（盗難共済金）第1項第3号の事由に該当した場合には、これらを共済の目的として取り扱う。
- ア 通貨、預貯金証書、有価証券、乗車券（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含む。）、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいう。）その他これらに類する物
- イ 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
- ウ 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- エ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物
- オ 自動車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項で定めるものをいう。）およびその付属品
- カ 義歯、義肢、人工臓器その他これらに類する物
- キ 動物、植物等の生物
- ク データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (5) この規約において、第92条（類焼損害共済金）に規定する「基本契約建物の範囲に収容される家財」とは、(1)に規定する建物の範囲に収容されるものをいう。ただし、(4)アからクに規定するものを除く。
- (6) この規約において、第88条（類焼保障対象物の範囲）に規定する「基本契約家財」および「基本契約建物の範囲に収容される家財」とは、(1)に規定する建物の範囲に収容されるものをいう。ただし、(1)注書き(a)～(b)はつぎのとおり読み替える。

(注) 建物は第15条（共済契約の締結の単位）第1項の規定によるものとする。

共済契約の種類

共済契約の種類は、細則に定める建物構造区分ごとにつぎに規定するものをいう。

保障タイプ 契約内容	木造構造 鉄骨・耐火構造 基本タイプ	マンション構造	
		風水害保障 ありタイプ	風水害保障 なしタイプ
基本契約	必須	必須	必須
借家人賠償責任特約	任意付帯	任意付帯	任意付帯
類焼損害保障特約	任意付帯	任意付帯	任意付帯
盗難保障特約	任意付帯	任意付帯	任意付帯
風水害等不担保特則	—	—	付帯

（注）マンション構造で、この会が実施する自然災害共済契約を付帯するときは、自然災害共済契約においても、共済契約の種類を合わせるものとする。

風水害等給付金付火災共済事業細則

(総 則)

第1条 全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、風水害等給付金付火災共済事業規約（以下「規約」という。）第131条（細則）にもとづき、この細則を定める。

(併用住宅の用途)

第2条 規約第8条（共済の目的 建物）第1項第3号ウにいう「細則で定める用途」とは、つぎの各号の用途をいう。

- (1) 常時10人以上が業務に従事する事務所
- (2) 火薬類専門販売業および再生資源集荷業
- (3) 作業員宿舎および簡易宿泊所
- (4) 貸座敷、待合、割烹および料亭
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
- (6) 映画館、劇場および遊技娯楽場
- (7) 工場、作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）、倉庫および車庫

(建築中の建物の基準)

第3条 規約第8条（共済の目的 建物）第2項第1号にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号の条件のすべてをみたすことをいう。

- (1) 建築工事の注文者が、建物の完成後所有者となること。
- (2) 建築工事の注文者が、建物の共済契約者となること。
- (3) 建築請負業者が、その建築中の建物にかかる保険等に参加していないこと。
- (4) 建前完了時以後であること。

(30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)

第4条 規約第8条（共済の目的 建物）第2項にいう「この会が細則で定めるもの」とは、30日以内の入居が困難な事情および1年以内の入居が見込まれる事情、建物管理の状況ならびに提出すべき必要書類につきみたすべき条件を定める基準をいう。

(共済契約申込み時の提出書類)

第5条 規約第12条（共済契約の申込み）第3項、規約第20条（共済契約の更新）第6項および規約第53条（共済契約の中途変更）第3項にいう「細則で定める基準」とは、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の構造区分の確認に際し必要となる書類に関し定める基準をいう。

(共済契約の更新を適当でないと判断される場合)

第6条 規約第20条（共済契約の更新）第2項第2号にいう「細則に定める事由」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 共済契約関係者または共済金受取人が、この会に対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとする。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- (2) 規約第8条（共済の目的 建物）第2項第2号および第4条（30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準）の規定にもとづき締結された共済契約において、締結後の事情または状況の変化等により第4条の基準をみたさなくなったとき。
- (3) 規約第8条（共済の目的 建物）第2項第2号および第4条（30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準）の規定にもとづき締結された共済契約において、共済契約者が更新日の前日までにこの会所定の手続を行わず、その後のこの会からの催告にもかかわらず相当の期間経過してもなおその手続を行わないとき。
- (4) その他、この会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき。

(長期契約および短期契約)

第7条 規約第21条（共済掛金の払込み）第2項にいう「細則で定めるところ」とは、共済掛金の払込方法につき、月払または一括払とし、払い込むべき共済掛金の額につき、払込方法ごとに、それぞれつぎの各号に規定する額とする。

- (1) 月払

月払共済掛金の額

(2) 一括払

共済期間満了までの月数（1か月にみえない端数日は切り捨てる。以下同じ。）に応じてつぎのとおり

ア 6か月未満

月払共済掛金の額 × 共済期間満了までの月数

イ 6か月以上1年未満

半年払共済掛金の額 +

月払共済掛金の額 × (共済期間満了までの月数 - 6)

または年払共済掛金の額のいずれか小さい額

ウ 1年以上

年払共済掛金の額 +

月払共済掛金の額 × (共済期間満了までの月数 - 12)

2 前項の規定にかかわらず、規約第126条（団体扱い）の定めにより団体扱特則を付帯する場合の長期契約および短期契約の共済掛金の払込方法は、月払、半年払または一括払とし、払い込むべき共済掛金の額は、当該団体の共済掛金の払込方法ごとに、それぞれつぎの各号に規定する額とする。

(1) 月払

月払共済掛金の額

(2) 半年払

次回払込方法別応当日までの月数（1か月に満たない端数日は切り捨てる。以下同じ。）または共済期間満了までの月数のうちいずれか小さい月数に応じてつぎのとおり

ア 6か月未満

月払共済掛金の額 ×

次回払込方法別応当日までの月数または共済期間満了までの月数のうちいずれか小さい月数

イ 6か月

半年払共済掛金の額

(3) 年払（一括払を含む）

前項第2号の規定を準用する。

（各共済金請求の提出書類）

第8条 規約第27条（共済金の請求）第2項および規約第97条（類焼損害共済金の請求）第2項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとにつぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類	(1) 共済金請求書	(2) 損害の状況の申告書	(3) 共済事故の証明書（関係官署の罹災証明書またはこれに代わるべき証明書）	(4) 示談書	(5) 共済金受取人の印鑑証明書	(6) 登記簿謄本または登記事項証明書（建物に損害がある場合）	(7) 死亡診断書（死体検案書）	(8) その他の必要書類
共済金の種類								
火災等共済金	○	○	○		○	○		○
風水害等共済金	○	○	○		○	○		○
持ち出し家財共済金	○	○	○					○
失火見舞費用共済金	○	○	○					○
水道管凍結修理費用共済金	○	○	○					○
バルコニー等修繕費用共済金	○	○	○					○
漏水見舞費用共済金	○	○	○					○
修理費用共済金	○	○	○					○
住宅災害死亡共済金	○	○	○		○		○	○
風呂の空だき見舞金	○	○	○					○
借家人賠償責任特約共済金	○	○	○	○	○			○
類焼損害共済金	○	○	○		○	○		○
盗難共済金	○	○	○		○			○

2 規約第31条（指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求）第1項および第3項、規約第83条（代理請求人による借家人賠償責任特約共済金の代理請求）第1項、ならびに第99条（代理請求人による類焼損害共済金の代理請求）第1項にいう「細則で定める書類」とは、前項各号に規定する書類に加えて、つぎの各号に規定する書類をいう。

- (1) 共済契約者、被共済者または類焼保障被共済者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し（世帯全員のもの）
- (5) 共済契約者、被共済者、類焼保障被共済者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (6) その他の必要書類

（内縁関係にある者等の範囲）

第9条 規約第30条（指定代理請求人の指定または変更）第1項第1号に定める「内縁関係にある者等」とは、生活実態をもとにこの会が認めた場合に限る。

(共済契約の解約の手續)

第10条 共済契約者は、規約第41条（共済契約の解約）の定めにより共済契約の解約を行う場合には、この会所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この会に提出しなければならない。

(追加共済掛金の払込みにおけるこの会が指定する期日)

第11条 規約第54条（共済掛金の返還または追徴）第3項にいう「細則で定める基準によりこの会が指定する期日」とは、追加共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの会が共済契約者に対し指定する日をいう。

(建物および家財の標準加入額)

第12条 規約第55条（基本契約共済金額）第3項にいう「建物の標準的な加入額」（以下、「建物の標準加入額」という。）とは、その建物の所在地および構造区分に応じて別表第1「都道府県別加入基準表」に規定する額に、その建物の延坪を乗じて得た額とする。ただし、組立、解体、撤去などが容易なプレハブ小屋、ユニットハウス等の建物その他これらと同様の建物としてこの会が認める建物については、その建物の所在地の区分に応じて別表第1「都道府県別加入基準表」に規定する木造構造の加入基準額の2分の1の額に、その建物の延坪を乗じて得た額とする。

2 規約第55条（基本契約共済金額）第3項にいう「家財の標準的な加入額」（以下、「家財の標準加入額」という。）とは、共済契約関係者の人数および世帯主の年齢に応じてつぎの表に規定する額とする。ただし、共済契約関係者の居住する住宅の延坪が10坪未満の場合には、つぎの表において700万円をこえる額について、700万円と読み替えて適用する。

(単位：万円)

年 齢 \ 人 数	人 数				
	単 身	2 人	3 人	4 人	5 人以上
30歳未満	500	900	1,000	1,100	1,200
30歳以上40歳未満	600	1,300	1,400	1,500	1,600
40歳以上	700	1,800	1,900	2,000	2,000

(建物構造区分の定義)

第13条 規約第56条（基本契約共済金）第2項、規約第134条（風水害等不担保特則の締結）第2項および規約別表第3「共済契約の種類」にいう「マンション構造」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) つぎのいずれかに該当する共同住宅

- ア コンクリート造
- イ コンクリートブロック造
- ウ れんが造
- エ 石造

(2) 耐火建築物の共同住宅

(3) 耐火構造建築物の共同住宅

(4) 主要構造部が耐火構造の共同住宅

(5) 主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イおよびロに掲げる基準に適合する構造の建物の共同住宅

2 規約別表第3「共済契約の種類」にいう「鉄骨・耐火構造」とは、マンション構造に該当しない建物であって、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) つぎのいずれかに該当する建物

- ア コンクリート造
- イ コンクリートブロック造
- ウ れんが造

エ 石造
オ 土蔵造
カ 鉄骨造

- (2) 耐火建築物
 - (3) 耐火構造建築物
 - (4) 準耐火建築物
 - (5) 特定避難時間倒壊等防止建築物
 - (6) 省令準耐火建物
 - (7) 主要構造部が耐火構造の建物
 - (8) 主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イおよびロに掲げる基準に適合する構造の建物
 - (9) 主要構造部が準耐火構造の建物
 - (10) 主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物
- 3 規約別表第3「共済契約の種類」にいう「木造構造」とは、マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない建物（マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当することの確認ができない建物を含む。）をいう。
- 4 第1項および第2項に規定するつぎの各号の用語は、それぞれ各号のとおりとする。
- (1) コンクリート造
すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）をコンクリート（鉄骨または木材をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板等で被覆したものは含まない。）で造った建物をいう。
 - (2) コンクリートブロック造
コンクリートブロック（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブロックを用いたものは含まない。
 - (3) れんが造
れんが（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含まない。
 - (4) 石造
石材（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含まない。
 - (5) 土蔵造
木造軸組構造に土壁を厚く塗り、防火構造とした建物をいう。
 - (6) 鉄骨造
すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）を鉄骨（コンクリート充填鋼管および鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含む。）または鋼材を用いて組み立てた建物をいう。
 - (7) 耐火建築物
建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条第9号の2に定めるものをいう。
 - (8) 準耐火建築物
建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条第9号の3に定めるものをいう。
 - (9) 省令準耐火建物
勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令（平成19年3月31日厚生労働省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ(2)に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは同法人の承認を得たものをいう。
 - (10) 特定避難時間倒壊等防止建築物
建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）による改正前の建築基準法施行令第109条の2の2に適合する建築物をいう。
 - (11) 耐火構造建築物
建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）による改正前の建築基準法第27条第1項に適合する

特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のものをいう。

(12)耐火構造

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条第7号に定める耐火構造をいう。

(13)準耐火構造

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条第7号の2に定める準耐火構造をいう。

(14)準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条の3第1号または第2号に適合する主要構造部の構造をいう。

(損害の額および損害の程度の認定)

第14条 規約第57条（火災等共済金）第4項および第9項、第58条（風水害等共済金）第8項、第59条（持ち出し家財共済金）第3項、第68条（付属建物等風水害共済金）第4項、第78条（賠償費用共済金）第2項、第92条（類焼損害共済金）第6項ならびに第109条（盗難共済金）第6項にいう「細則で定める基準」とは、公正な損害の額の算出および損害の程度の認定のために定める各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等に関する基準をいう。

(細則の変更)

第15条 この会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要が生じた場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この会は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(インターネット特則にかかる基準および手続等)

第16条 規約第158条（インターネット特則の締結）第2項にいう「細則で定める基準」とは、インターネットおよび使用するパソコンその他の利用環境に関して設定する基準をいう。

2 この会は、規約第163条（電磁的方法）にもとづき、電磁的方法実施のための本人確認、手続利用にあたっての取り決めその他の手続に関する事項を別に定めるものとする。

(団体扱特則を適用できる団体)

第17条 規約第172条（団体扱特則の締結）にいう「細則で定める要件をみたす団体」とは、つぎの各号の要件をすべてみたす団体とし、この会が認めた団体とする。

(1) 団体に所属する共済契約者等のすべてが、その者の所属する団体の代表者（この会の組合員に限る。以下「団体の代表者」という。）に対して、共済金等の請求、掛金の収受、およびその他の共済契約に関する事務（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委任することができる団体

(2) 前号に掲げた事務を的確、公正かつ効率的に遂行できる団体

(3) 団体の代表者が、団体扱契約の共済掛金を一括して指定された期日までにこの会に払い込むことができる団体

(団体扱契約において共済掛金の払込猶予期間を延長することができる事由)

第18条 規約第173条（団体扱契約の特例）第1項にいう「細則で定める事由」とは、つぎの各号のいずれかの事由とする。

(1) 労働争議等による賃金の不払いまたは未払い

(2) 会社、工場または事業所の経営上の事情によるつぎのいずれかの事由

ア 賃金の遅欠配

イ 解雇、雇止めその他これらに準ずる雇用契約の終了・打切り

第19条～第21条 （略）

(改 廃)

第22条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行う。

付 則

(2023年8月4日一部改正)

(施行期日)

- 1 この細則は、2023年8月4日から施行し、2024年4月1日以後に発効する共済契約から適用する。

都道府県別加入基準表

（坪あたり、単位：万円）

県名	木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造	県名	木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
北海道	60	70	70	滋賀	70	80	80
青森	60	70	70	奈良	70	80	80
岩手	60	70	70	京都	80	80	80
宮城	70	70	70	大阪	80	80	80
秋田	60	70	70	和歌山	70	80	80
山形	60	70	70	兵庫	70	80	80
福島	70	70	70	島根	70	70	70
茨城	70	70	70	鳥取	70	70	70
栃木	70	70	70	岡山	70	70	70
群馬	70	70	70	広島	70	70	70
埼玉	70	80	80	山口	70	70	70
千葉	70	80	80	徳島	60	70	70
東京	80	90	90	香川	60	70	70
神奈川	80	90	90	愛媛	60	70	70
新潟	70	70	70	高知	60	70	70
長野	70	70	70	福岡	70	70	70
山梨	70	80	80	佐賀	60	70	70
静岡	70	80	80	長崎	60	70	70
富山	70	70	70	熊本	60	70	70
石川	70	70	70	大分	60	70	70
福井	70	70	70	宮崎	60	70	70
愛知	70	80	80	鹿児島	60	70	70
岐阜	70	80	80	沖縄	70	70	70
三重	70	80	80	—	—	—	—